

常北町・桂村・七会村

合併まちづくり計画

- 城里町建設計画 -

平成 16 年 4 月

常北町・桂村・七会村合併協議会

目次

序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	4
新町の概況	5
1 新町の概況	5
2 関連計画における位置づけ	18
3 地域特性と課題	19
主要指標の見通し	25
1 人口	25
2 世帯数	25
3 就業人口	25
4 通勤・通学圏，生活圏	26
新町建設の基本方針	27
1 新町の将来像	27
2 新町の基本目標	28
3 地域別整備方針	31
新町の主要施策・主要事業	34
1 心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり	35
2 とともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり	41
3 豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり	45
4 次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり	49
5 住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり	52
公共的施設の適正配置と整備	55
財政計画	56

序論

1 合併の必要性

常北町と桂村は、それぞれ昭和 30 年に昭和の大合併により誕生し、約 50 年が経過しています。また、七会村においては、明治 22 年の合併以来昭和の大合併を乗り越え今日まで 100 年以上経過しています。

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和 30 年代初期は、徒歩又は自転車による移動が中心の時代でしたが現在は車社会となり、また、情報網の発達等により、住民の生活圈や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越え拡大しています。

21 世紀を迎えた今、本格的な少子・高齢化社会の到来、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併は有効な手段であるとされています。

常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村において、合併が必要とされる理由として、次のような社会的背景があげられます。

(1) 少子・高齢化の進展

わが国では、昭和 60 年頃から少子・高齢化が急速に進行し、年少人口(0~14 歳人口)比率が 15%を割るとともに、老年人口(65 歳以上)比率が 20%に達しつつあります。

1 町 2 村においても、年少人口比率が 16%と減少傾向にあり、老年人口比率が 22%を超えるなど、少子・高齢化が急速に進んでおり、この傾向はますます加速することが予想されます。

こうした状況の中で、生産年齢人口の減少による税収の減少や、経済成長の低下が懸念される一方で、高齢化や総人口の減少は、医療福祉などの社会保障にかかる国・地方の財政的な負担を更に大きくするとともに、地域社会の崩壊など様々な課題をもたらすと考えられます。今後も 1 町 2 村が発展し、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、これまで以上に地域が一体となって、地域の活性化対策に取り組むとともに、福祉、幼児教育、子育て支援などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要があります。

(2) 地方分権の進展

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)の施行により、権限の移譲や機関委任事務の廃止など地方分権の推進に伴い、国と地方自治体が対等の関係となるなど、様々な制度が改善されつつあります。市町村は自らの責任と判断のもとで行政の施策をすすめることが求められています。

市町村は、国や県が定めた事業を行うのではなく、自ら企画し実行していくことができる体制を築く必要があります。地方分権の受け皿として増加する業務を適切に行うため、企画部門の充実や専門的人材の育成などにより行財政基盤の拡大・強化を図る必要があります。

(3) 多様な住民ニーズへの対応

都市化の進展による基盤整備や、生活様式の変化による子育て支援や、情報通信技術の発展による情報網の整備など、住民ニーズは一層多様化しています。また、住民の生活圈や企業の経済圏の広域化が進むとともに、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えています。こうした住民ニーズの多様化や広域的な行政課題の増大に対応するためには、きめ細かな行政サービスの展開を図るとともに、広域的な視点から効果的な行政運営を図ることが重要となっています。

(4) 行財政基盤の強化

国と地方を合わせた長期債務残高が平成 14 年度末には約 693 兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。このような状況のなか地方財政の構造改革と税源移譲の、いわゆる三位一体の改革が進められています。そのため、現行の地方財政制度が今後も維持されることは極めて困難であると考えられ、自主財源が乏しく、国や県からの依存財源に頼るところが大きい 1 町 2 村の財政運営は、ますます厳しい状況になることが予想されます。

今後の厳しい財政事情に対応していくためにも、財政基盤の強化とともに、合併に伴う様々な国・県からの財政支援措置による歳入確保やスケールメリットを十分に活かした歳出抑制などに努め、効率的・効果的な財政運営を行う必要があります。

(5) 1 町 2 村の合併への取り組み

常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村では、全国的な合併の機運の高まりのなかで、平成 12 年 12 月に示された茨城県市町村合併推進要綱に基づき、御前山村も含めた合併に関する調査・研究を進めてきました。

その後、平成 15 年 3 月 28 日に、常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村で任意協議会である「常北町・桂村・七会村合併推進協議会」を設置し、計 3 回の会議を開催したのち、平成 17 年 3 月までの合併にむけ、平成 15 年 6 月 24 日に法定協議会である「常北町・桂村・七会村合併協議会」を設置し、建設計画の策定や事務事業の一元化など、合併にむけた準備事務を進めています。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、常北町、桂村、七会村の新町を建設していくための基本となる建設計画として策定するものであり、その計画の実現を図ることにより、1町2村の速やかな一体化を推進し、新町の均衡ある発展と住民の福祉の向上等を図ろうとするものであります。

また、新町の総合計画が策定される際、この建設計画の内容が反映されることになります。

(2) 計画の構成

計画は、下記の事項により構成します。

新町を建設していくための基本方針

新町建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

財政計画

(3) 計画の対象地域

計画の趣旨から、常北町、桂村、七会村の全地域を本計画の地域として定めるものとします。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年度とします。

(5) 住民意向の反映

計画の策定に当たっては、住民アンケート調査や住民説明会を実施し、住民意向をできるだけ反映できるように努めます。

新町の概況

1 新町の概況

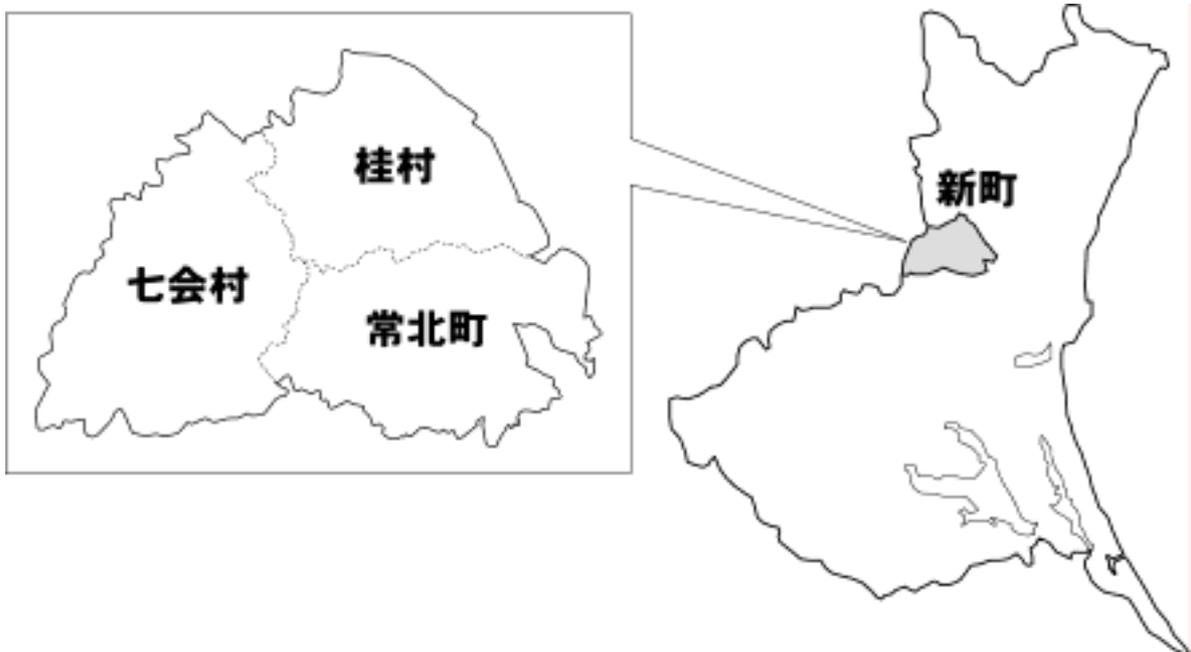
(1) 位置と地勢

新町は、茨城県の西北部に位置し、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂町、大宮町と那珂川で境しています。北は御前山村に、西は栃木県茂木町に接しています。

新町域の総面積は 161.73 k m²で、60.6%を森林が占めています。東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道 123 号沿線を中心に、多くの住民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高 200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、自然や歴史を感じる地域となっています。

美しい自然が残る静かな地域である一方、県都水戸市に隣接する恵まれた立地にある発展可能性の高い町です。

新町の位置

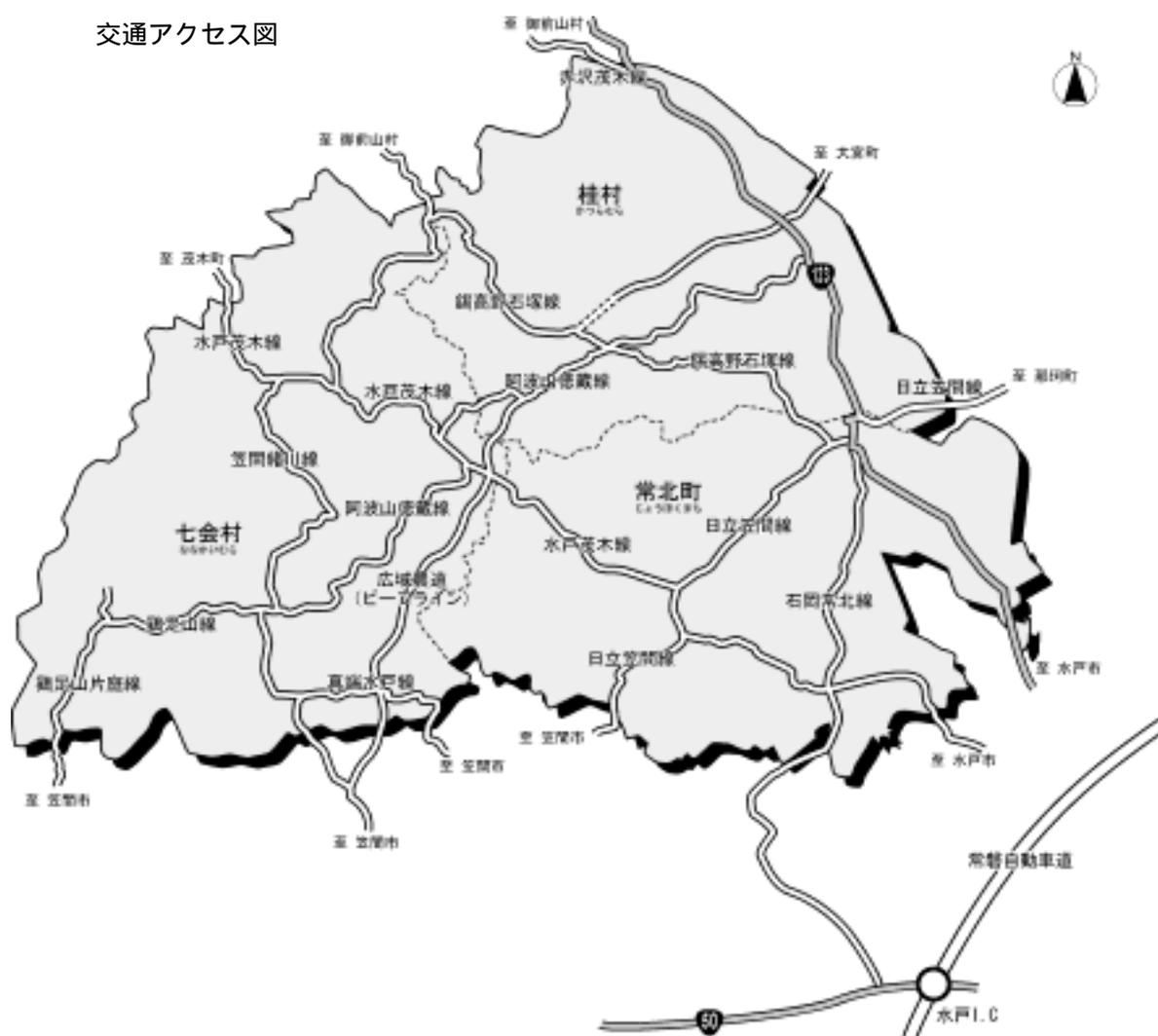


(2) 交通アクセス

新町の周辺にはJR常磐線や常磐自動車道、北関東自動車道、常陸那珂港、大洗港があり、百里飛行場の民間共用化が実現することによって陸海空の交通ネットワークが形成されます。また、水戸市から宇都宮市に至る国道123号が新町の東部を南北に縦断するほか、主要地方道水戸茂木線、主要地方道日立笠間線、主要地方道笠間緒川線、主要地方道石岡常北線、一般県道阿波山徳蔵線、一般県道錫高野石塚線、一般県道鶏足山線、一般県道鶏足山片庭線、一般県道真端水戸線、一般県道赤沢茂木線が縦横に走っています。これらの幹線道路は、山がちな地形から、狭隘な区間もあり、整備が求められています。また、常磐自動車道水戸ICから20分程度の時間距離にあり、町内各地域から東京都心へ2時間弱で着くことができます。

公共交通は、民間バスが町内各地域とJR水戸駅を結んでいますが、便数が少なく、不便を強いられています。

交通アクセス図



(3) 人口・世帯

人口と世帯

国勢調査によると、平成12年の1町2村の人口は23,007人で、昭和55年の20,461人に比べ、1割以上増加しています。平成12年の世帯数は6,833世帯、1世帯あたりの人口は3.37人で、年々核家族化が進行していることがうかがえます。

人口と世帯の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	20,461	20,437	20,721	21,979	23,007
世帯数	5,217	5,382	5,601	6,249	6,833
1世帯あたりの人員	3.92	3.80	3.70	3.52	3.37
県人口	2,558,007	2,725,005	2,845,382	2,955,530	2,985,676
県世帯数	664,457	756,629	829,549	920,513	985,829
1世帯あたりの人員(県)	3.76	3.60	3.39	3.17	2.99

資料：国勢調査

年齢3区分別人口

平成12年の年齢構成をみると、年少人口(0~14歳人口)比は16.0%となっており、全国平均(14.6%)、県平均(15.4%)より高くなっていますが、近年、減少傾向にあります。一方、老年人口(65歳以上)比は22.8%と全国平均(17.3%)、県平均(16.6%)より高くなっており、年々増加する傾向です。

年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年 (県)
年少人口(0~14歳)	4,008	3,703	3,872	3,675	458,501
割合	19.6%	17.8%	17.6%	16.0%	15.4%
生産年齢人口(15~64歳)	13,253	13,190	13,476	14,077	2,030,360
割合	64.9%	63.7%	61.3%	61.2%	68.0%
老年人口(65歳以上)	3,176	3,828	4,631	5,255	495,693
割合	15.5%	18.5%	21.1%	22.8%	16.6%

資料：国勢調査

就業人口

就業人口は、平成 12 年で 12,124 人です。産業分野別の内訳は、第 1 次産業就業者が 16.9%、第 2 次産業就業者が 29.4%、第 3 次産業就業者が 53.7%となっており、年々第 1 次産業就業者の割合が減少し、代わって第 2 次産業就業者、第 3 次産業就業者の割合が増加する傾向となっています。

産業別就業者人口の推移

単位：人，%

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 12 年 (県)
就 業 者 計	11,563	11,669	11,908	12,124	1,504,046
第 1 次 産 業	4,074	3,312	2,723	2,046	120,520
割 合	35.2%	28.4%	22.9%	16.9%	8.0%
第 2 次 産 業	2,901	3,177	3,369	3,563	504,285
割 合	25.1%	27.2%	28.3%	29.4%	33.5%
第 3 次 産 業	4,588	5,180	5,816	6,515	866,352
割 合	39.7%	44.4%	48.8%	53.7%	57.6%

資料：国勢調査

第 1 次産業：農・林・水産業

第 2 次産業：製造・建設・鉱工業等

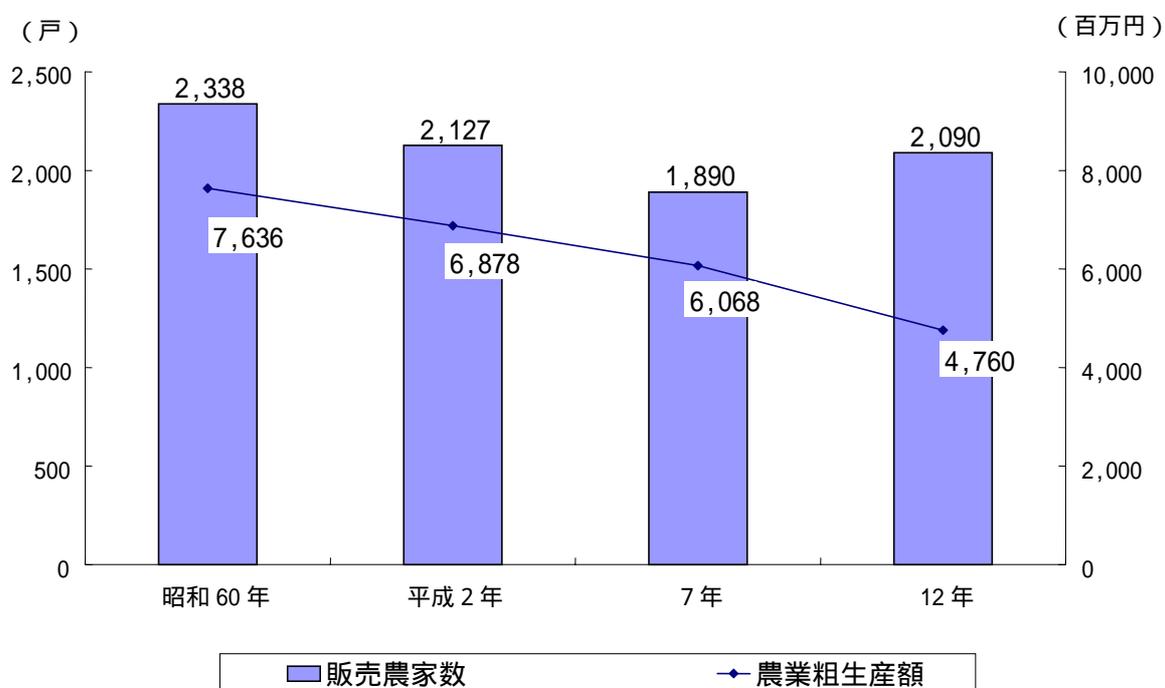
第 3 次産業：商業・運輸・通信・金融・公務・サービス等

(4) 産業

農業

新町の農業は、水稻を中心に、野菜、花卉、畜産などの生産が盛んです。平成12年の販売農家数は2,090戸、農業粗生産額は47.6億円で、減少傾向にあります。近年、農業の兼業化などによる担い手不足や消費者ニーズの変化などにより農業を取り巻く環境は厳しい状況です。農業は、食料の生産だけでなく、環境保全や観光・レクリエーションなど多面的な機能を有するため、積極的な振興を図ることが求められます。

販売農家数，農業粗生産額の推移

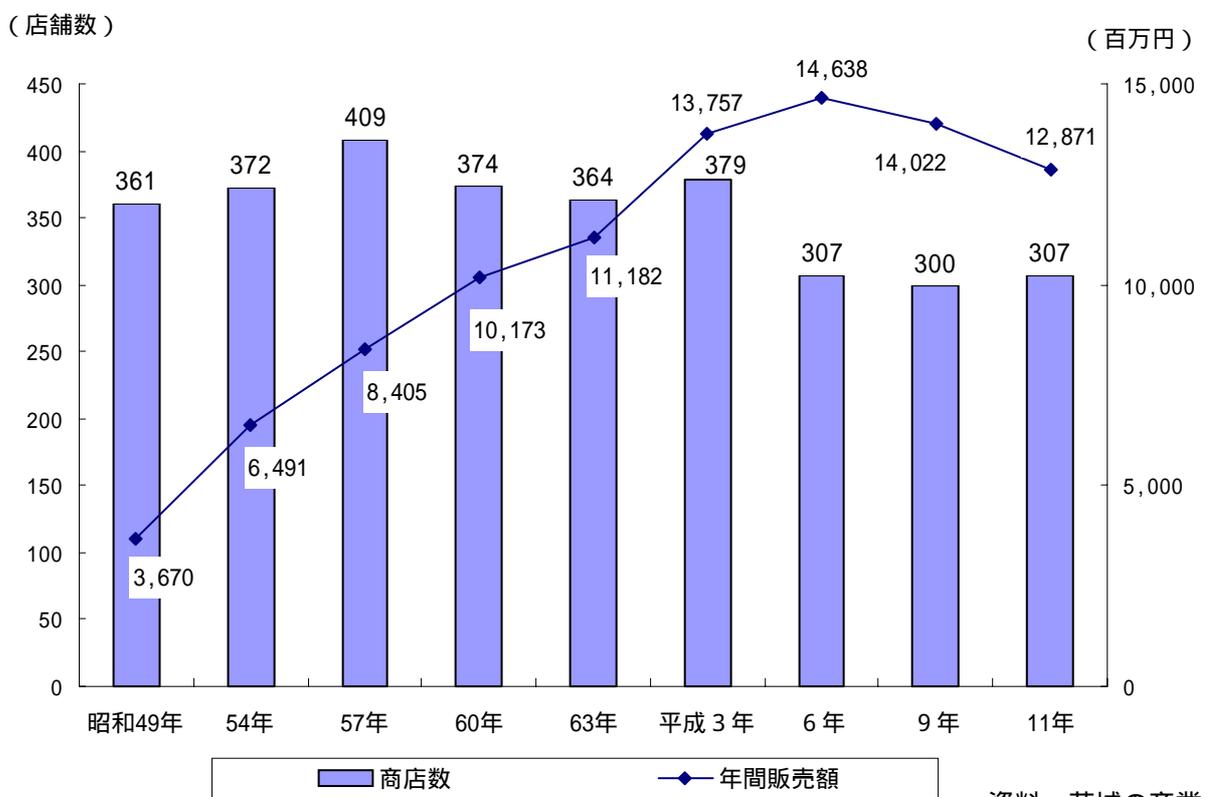


資料：農林業センサス

商業

新町の商業は、国道123号沿線の沿道商業が中心で、平成11年の小売商店数は307店舗と伸び悩み、年間小売販売額は128.7億円と減少傾向にあります。近年、消費者が近隣市町へ流出する傾向にあり、地域の商業環境は厳しい状況です。特に、飲食施設や各種サービス業の集積が弱く、観光との連携などにより、集客を図ることが求められます。

小売商店数、年間小売販売額の推移

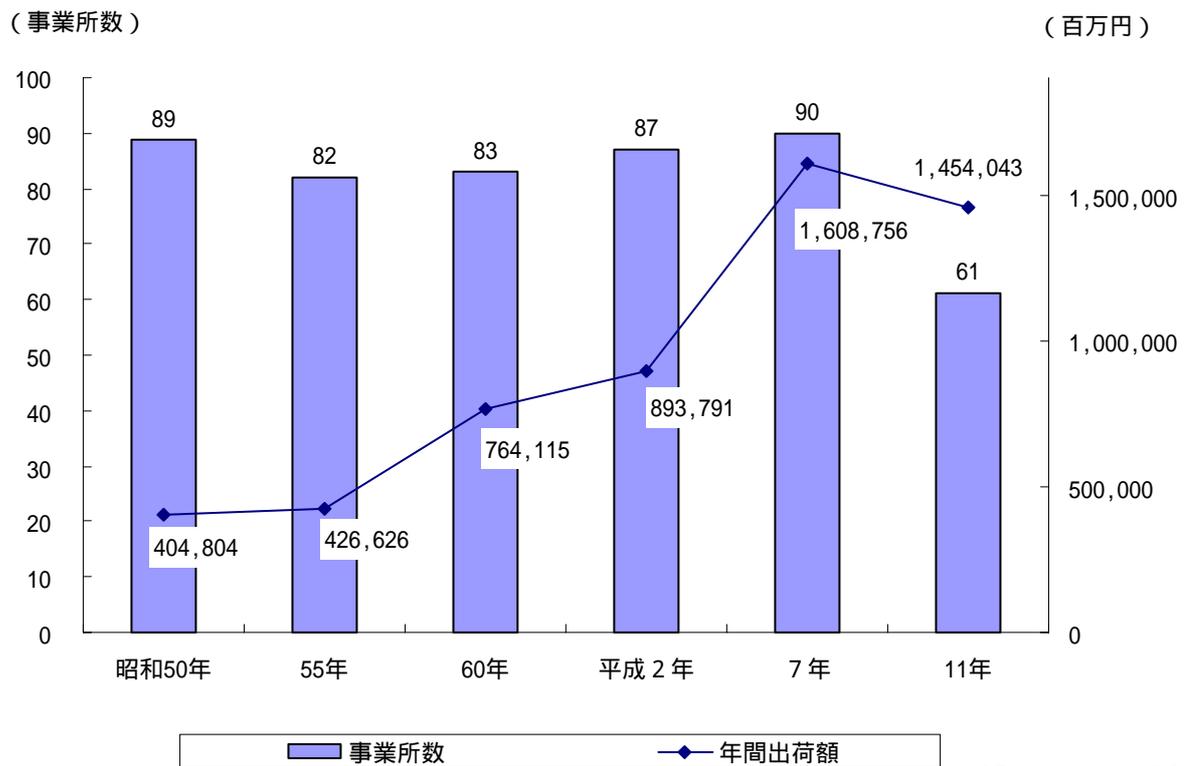


資料：茨城の商業

工業

新町の工業は、機械、鉄鋼、建材などの工場が立地していますが、小規模な事業所が多くなっています。平成 11 年の事業所数は 61 事業所、工業製品出荷額等は 14,540 億円となっています。今後も、地域の雇用の受け皿として、優良企業の誘致に努める必要があります。

事業所数、工業製品出荷額等の推移

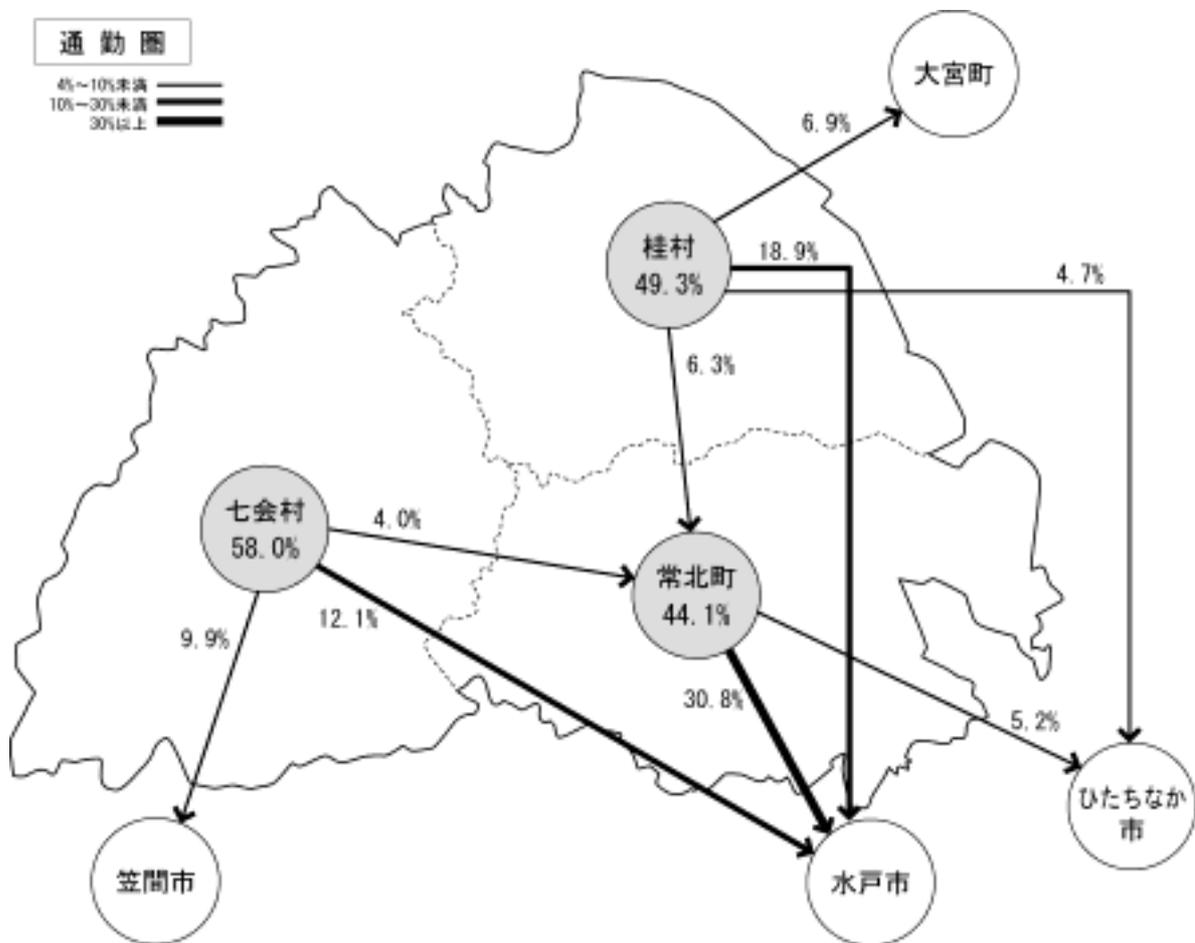


(5) 通勤・通学圏

通勤圏

平成12年の就業者の通勤先を1町2村の別にみると、自町村内への通勤者はいずれも50%前後で、七会村の58.0%が最も高い割合を示しています。自町村外への通勤先を見ると、1町2村とも水戸市が最も多く、常北町で30.8%、桂村で18.9%、七会村で12.1%となっています。また、桂村では大宮町、七会村では笠間市への通勤者が次いで多くなっています。

通勤圏の状況

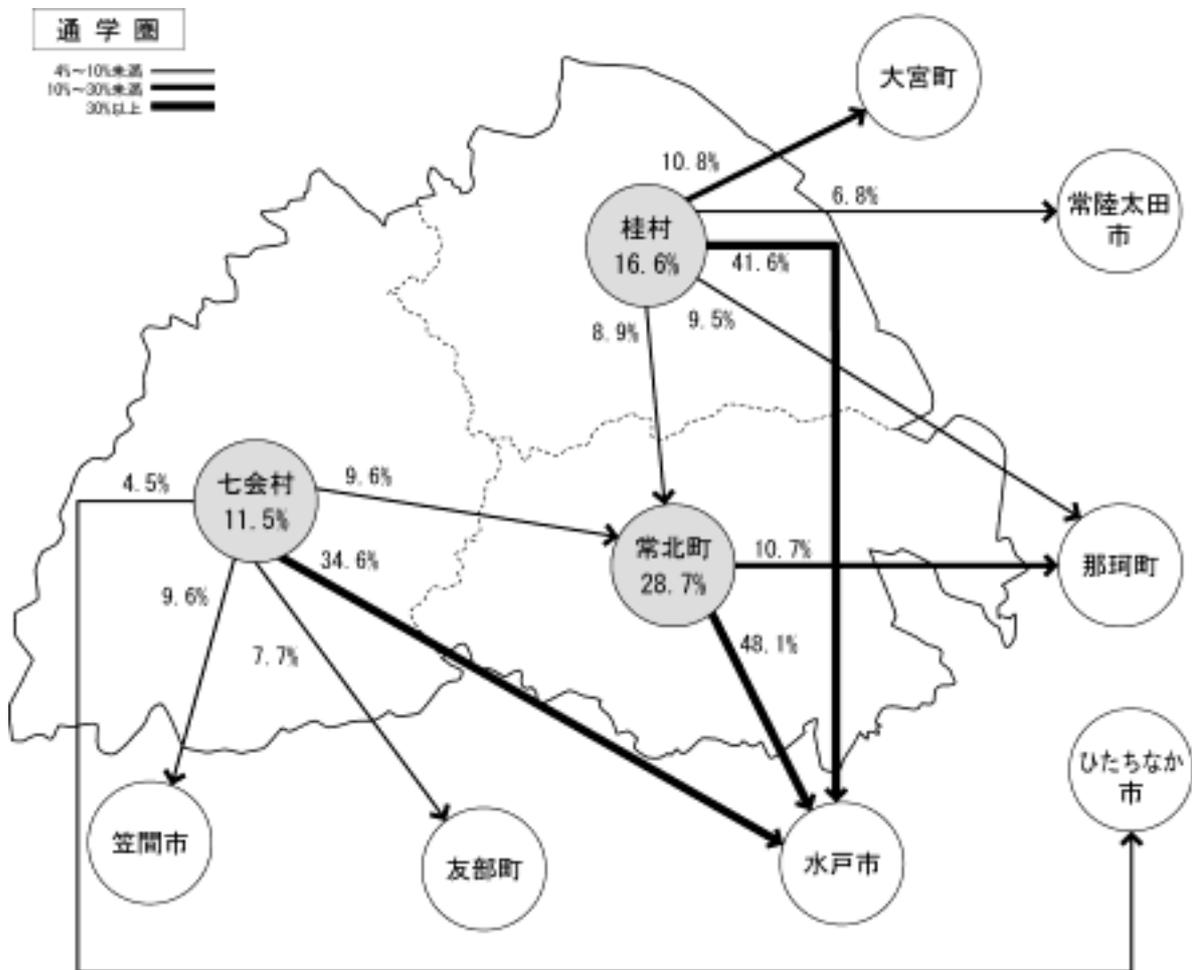


資料：平成12年国勢調査

通学圏

平成12年の就学者の通学先を1町2村の別にみると、自町村内への通学者は常北町で28.7%、桂村で16.6%、七会村で11.5%となっており、多くは自町村外へ通学していることがうかがえます。自町村外への通学先を見ると、1町2村とも水戸市が最も多く、常北町で48.1%、桂村で41.6%、七会村で34.6%となっています。また、1町2村内では、桂村、七会村から常北町への通学者が10%弱あります。

通学圏の状況



資料：平成12年国勢調査

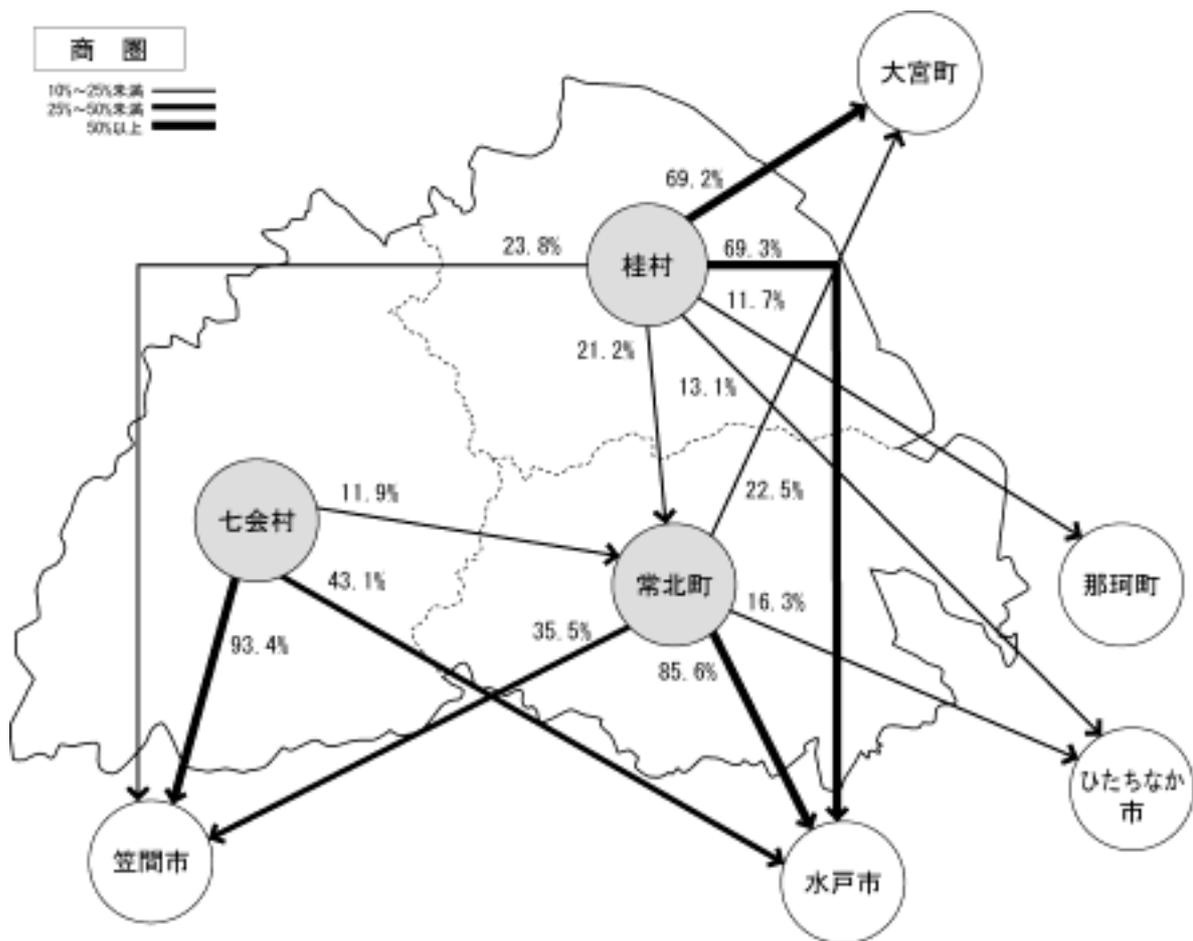
(6) 生活圏

商圈

衣料品・日用品の購買や衣服，身の回り品，リビング用品などの購買について，住民がこれらの活動を主に行っている地域ごとに集計し，その全体を商圈としてまとめています。

茨城県生活行動圏調査（平成13年）により商圈を1町2村の別でみると，水戸市への流出が常北町で85.6%，桂村で69.3%，七会村で43.1%となっており，全体として水戸市への流出が多くなっています。また，桂村では，大宮町への流出が69.2%，七会村では笠間市への流出が93.4%あり，1町2村の住民の購買活動は，近隣市町で行われる割合が高い状況です。

商圈の状況



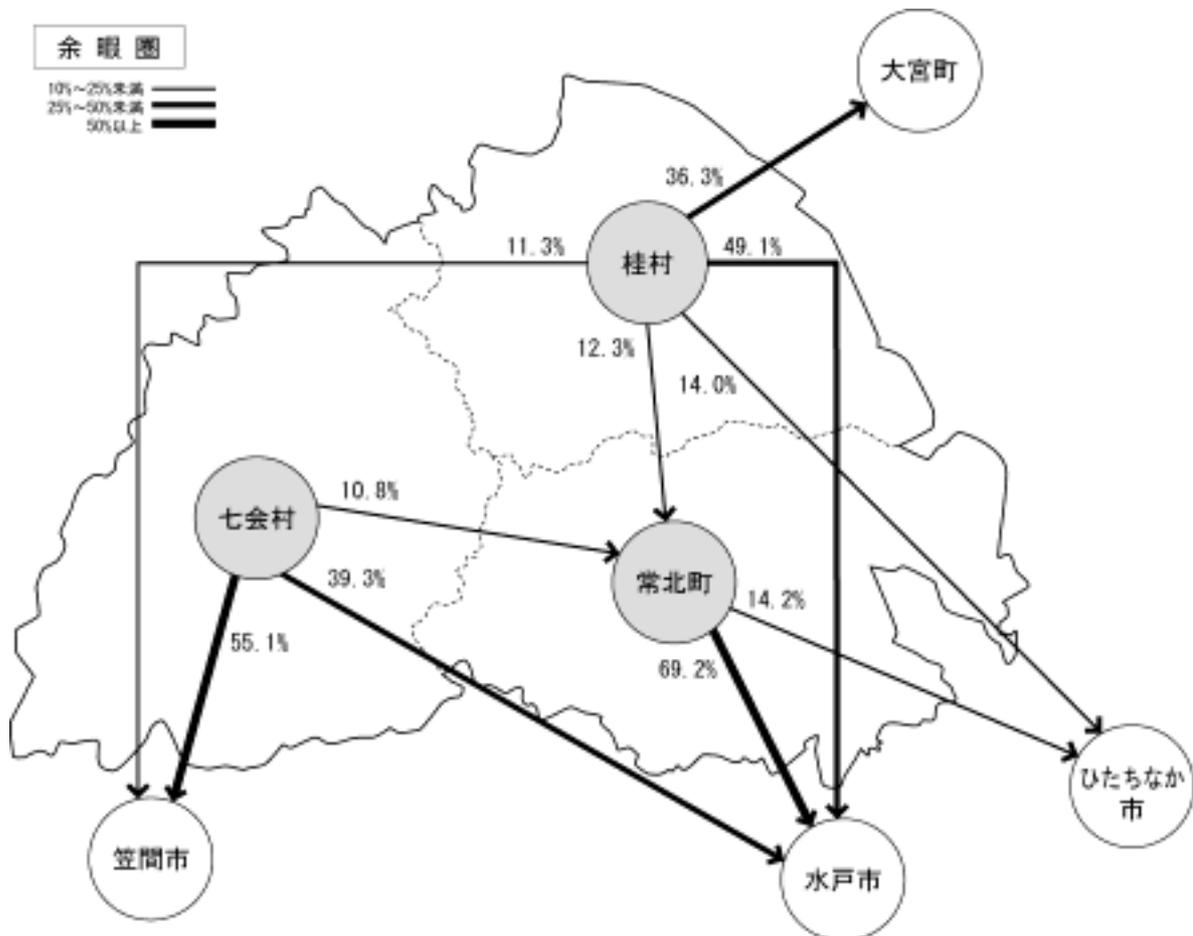
資料：茨城県生活行動圏調査（平成13年）

余暇圏

芸術・文化活動や娯楽活動，アウトドアライフ，スポーツ，家族連れの外食などについて，住民がこれらの活動を主に行っている地域ごとに集計し，その全体を余暇圏としてまとめています。

茨城県生活行動圏調査（平成 13 年）により余暇圏を 1 町 2 村の別でみると，水戸市への流出が常北町で 69.2%，桂村で 49.1%，七会村で 39.3%となっており，商圈と同様に全体として水戸市への流出が多くなっています。また，桂村では，大宮町への流出が 36.3%，七会村では笠間市への流出が 55.1%あり，1 町 2 村の住民の余暇活動は，近隣市町で行われる割合が高い状況です。

余暇圏の状況



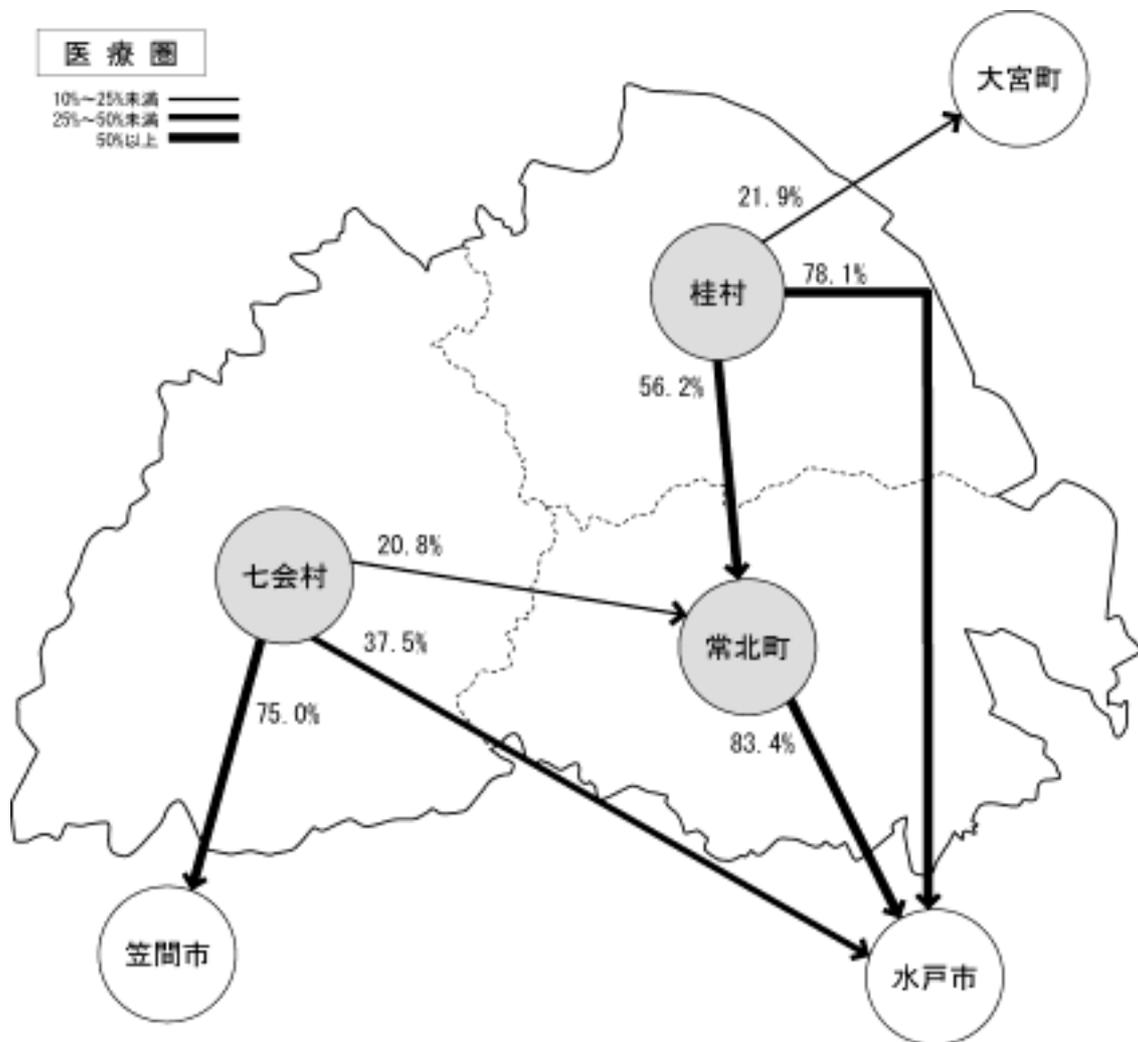
資料：茨城県生活行動圏調査（平成 13 年）

医療圏

住民が、普段医療を受診する地域を集計し、医療圏としてまとめています。

茨城県生活行動圏調査（平成13年）により医療圏を1町2村の別で見ると、水戸市での受診が常北町で83.4%、桂村で78.1%、七会村で37.5%となっており、商圈・余暇圏と同様に全体として水戸市への流出が多くなっています。また、桂村では、常北町への流出が56.2%、七会村では笠間市への流出が75.0%あり、1町2村の住民の医療受診は、近隣市町で行われる割合が高い状況です。

医療圏の状況



資料：茨城県生活行動圏調査（平成13年）

(7) 広域的な取り組み

1町2村は、一部事務組合運営など同じ枠組みのなかで、広域的な取り組みを進めてきました。一部事務組合では、城北地方広域事務組合や水戸地方広域市町村圏事務組合などがあります。

城北地方広域事務組合においては、昭和37年に城北共同放牧一部事務組合を設立し、昭和39年には城北共同放牧及び衛生一部事務組合、昭和63年には城北地方広域事務組合と名称を改め、ゴミ・し尿等を共同で処理し現在も広域行政に取り組んでいます。

一方、火葬場運営や介護認定審査会では、旧町村が異なる枠組みで広域行政を推進してきた経緯があり、速やかな一体化が求められます。

1町2村が加入する一部事務組合等

城北地方広域事務組合（し尿，放牧，ごみ，国民宿舎）			
常北町	桂村	七会村	御前山村

水戸地方広域市町村圏事務組合（総合老人保健センターひぬま荘）			
常北町	桂村	七会村	水戸市他11市町村

大宮地方広域事務組合（火葬場）	
大宮町他5町村	桂村

笠間地方広域事務組合（火葬場）	
七会村	笠間市他3町

常北町・桂村・御前山村介護認定審査会		
常北町	桂村	御前山村

笠間地方介護認定審査会	
七会村	笠間市，岩瀬町

2 関連計画における位置づけ

(1) 茨城県長期総合計画における位置づけ

「愛されるいばらきの創造」をめざす茨城県長期総合計画では、1町2村を含む県央地域の基本方向を

県都水戸を中心とした活力ある中核都市圏づくり

広域交通ネットワークなどを生かした魅力ある産業の振興

ゆとりとうるおいのある都市空間と豊かな自然とが共生できる生活圏づくり

恵まれた自然や歴史，芸術・文化を生かした観光レクリエーション地域づくりとし，それぞれの施策展開の方向を掲げています。新町は，こうした基本方向を踏襲し，自然の保全や活用を図りながら，住みよい地域づくりを進めることが求められています。

(2) 水戸地方広域市町村圏計画における位置づけ

「高次都市機能と自然環境，多様な文化が融合し，豊かなライフスタイルを育む広域都市圏」をめざす第4次水戸地方広域市町村圏計画では，

水と緑に育まれたうるおいのある地域環境づくり

快適な生活環境の創造と交流を育むネットワークづくり

豊かで安全な暮らしを支える地域づくり

地域の個性や基盤を活かした産業づくり，魅力づくり

個性や創造性を育む地域文化，教育環境づくり

住民主体の地域づくり

を計画の目標として掲げています。

広域圏における新町の位置づけを明確にしながら，広域的視点に立ってこうしたまちづくりを推進していくことが求められます。

(3) 関連計画における共通像

関連計画における共通像として，生活関連機能や都市機能ゾーンを補完する役割と，都市周辺の豊かな自然環境を保全・活用した，観光レクリエーションの振興を図る役割が求められています。

3 地域特性と課題

(1) 1町2村の総合計画における特性

1町2村においては、常北町が、「ふるさとの味わいをもつ ふれあいのまち・常北町」を、桂村が「豊かな自然とともに生きるむら かつら」を、七会村が「一人ひとりが支え合う、定住環境に優れた自然とふれあいのむらづくり」を総合計画の将来像とし、まちづくりを進めてきました。

また、生活環境、都市基盤、産業、保健・医療・福祉、教育・文化、行財政の各分野において基本目標を掲げ、その目標をめざしたまちづくりを進めています。

いずれの町村においても、地域の特性でもある豊かな自然の保全や活用を図りながら、住みよい地域づくりを進めることをまちづくりの基本においており、新町においても、合併効果を活用しながら、こうした方向性に沿ってまちづくりを進めることが求められています。

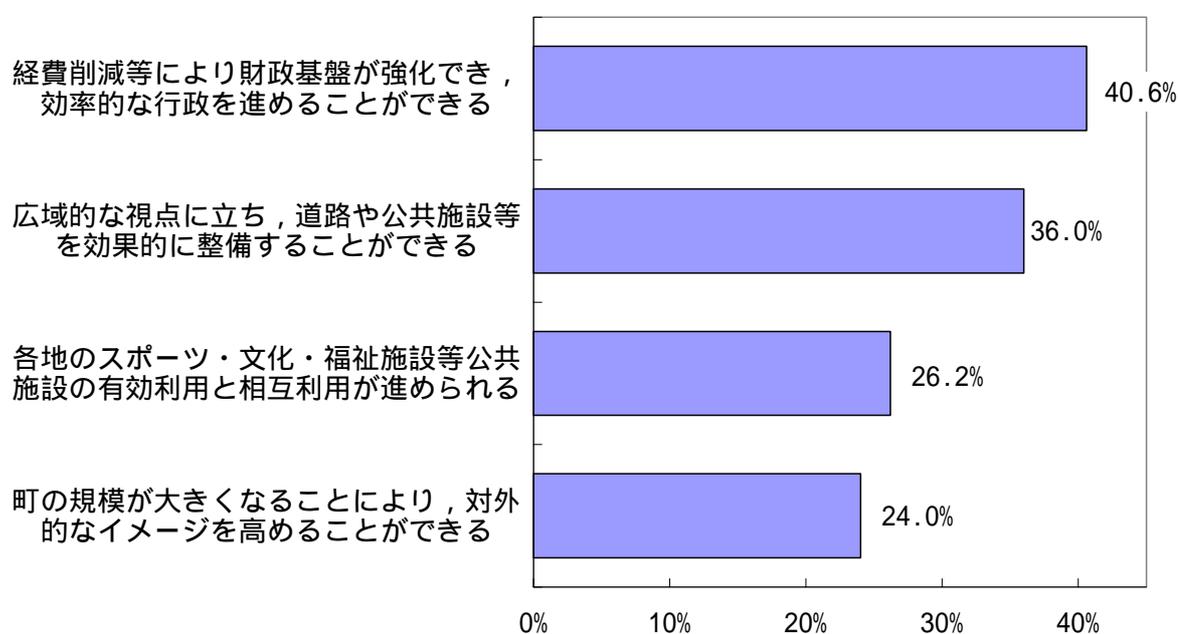
1町2村の総合計画

	常北町総合計画	桂村総合計画	七会村総合計画
将来像	「ふるさとの味わいをもつ ふれあいのまち・常北町」	「豊かな自然とともに生きるむら かつら」	「一人ひとりが支え合う、定住環境に優れた自然とふれあいのむらづくり」
基本目標	みどりの豊かさにつつまれた快適なまちづくり	自然環境を大切にされた地域社会の創造	自然が豊富で、生活環境の整ったむらづくり
	多彩な交流と発展をささえるまちづくり	住みやすい村としての基盤整備・情報化の推進	人とこころが触れ合えるむらづくり
	交流と連携による活力あるまちづくり	村の自然、地域文化を活かした産業の振興	活力ある新しい産業をつくるむらづくり
	ともに生きる生涯健康・福祉のまちづくり	少子・高齢化社会に対応した福祉の充実と、高齢者の生きがい創造	定住環境に優れ、安心して暮らせるむらづくり
	新たな時代を拓く人と文化を育むまちづくり	生きる力を豊かにはぐくむ教育環境づくり	教育環境に優れたむらづくり
	町民の個性と主体性が生きるまちづくり	住民と行政が一体となったむらづくり	広域的連携が図られたあたたかなむらづくり

(2) 住民が新町に求める期待

平成15年7月に実施した「市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査」によると、合併に期待することとしては、「経費削減等により財政基盤が強化でき、効率的な行政を進めることができる」が40.6%と最も高く、「広域的な視点に立ち、道路や公共施設等を効果的に整備することができる」、「各地のスポーツ・文化・福祉施設等公共施設の有効利用と相互利用が進められる」が続いています。地方分権の進展や国・地方の財政状況の悪化が進むなか、住民は、財政基盤が強化された効率的なまちづくりを強く望んでいます。

合併に期待すること

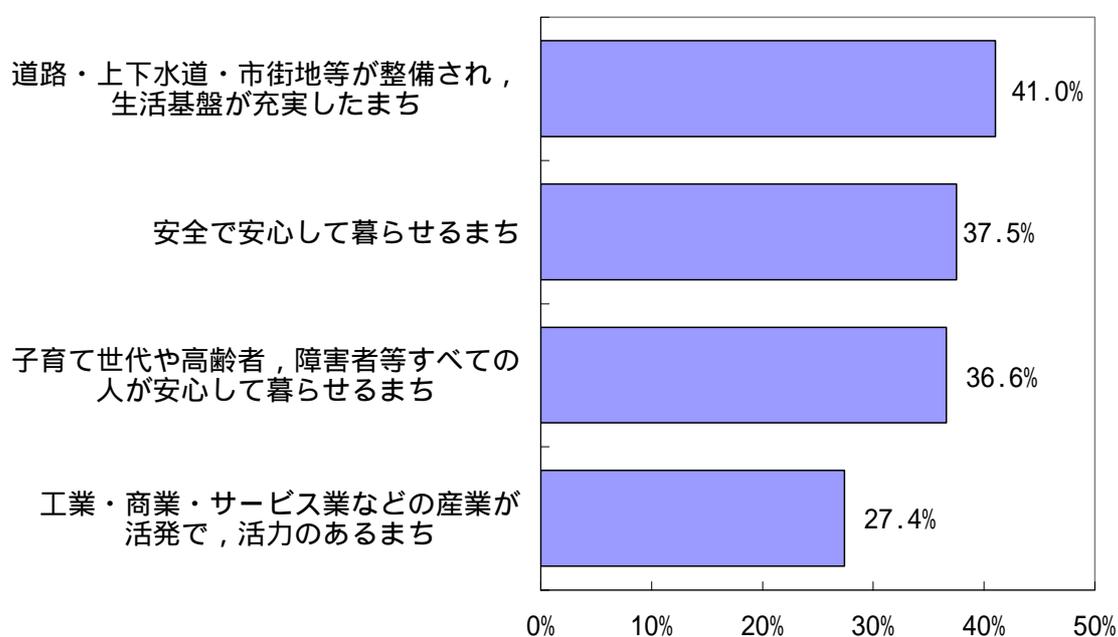


資料：「市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査」(N=1,502)
平成15年7月合併協議会実施

一方，1町2村が合併した場合の望まれるまちの将来像については，「道路・上下水道・市街地等が整備され，生活基盤が充実したまち」が41.0%と最も高く，「安全で安心して暮らせるまち」，「子育て世代や高齢者，障害者等すべての人が安心して暮らせるまち」，「工業・商業・サービス業などの産業が活発で，活力のあるまち」が続いています。

住民は，生活環境や福祉の充実したまちを強く望んでおり，こうした住民ニーズに対応した施策の推進が求められます。

将来のまちづくりの方向性に対するニーズ



資料：「市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査」(N=1,502)
平成15年7月合併協議会実施

(3) 1町2村の課題

快適で安全に暮らせる生活基盤の整備・充実

1町2村は、起伏の多い地形から、里山などの自然環境が豊かに残っている一方、水道整備や下水道などの整備が十分でない地域があり、生活に不便を来しています。また、公共交通機関や道路網の整備、公園の整備、情報網の整備、交通安全、消防・防災・救急体制の充実に対する住民ニーズも高くなっています。

また、近年は環境問題に対する関心が高まっています。環境問題は、地球環境をも視野に入れるべき大きな問題であり、住民一人ひとりが身近なところから意識的・意欲的に取り組んでいかなければならないものです。本地域においても、アイガモ農法をはじめとする環境にやさしい農業の推進や生態系保全の取り組み、ごみのリサイクルの取り組みなど、住民の実践活動が盛んに行われています。こうした取り組みを新町で一丸となって、一層推進していくことが求められます。

保健・医療・福祉の充実

少子・高齢化がすすむなか、アンケート調査の結果にもあるとおり、「子育て世代や高齢者、障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくり」は、新町の重要課題の1つといえます。

分野ごとにみると、児童育成・子育て支援においては、女性の就労構造の変化への対応や、子どもたちを地域で育てるまちづくりが求められています。また、成人・高齢者保健福祉においては、健康寿命の延伸や地域で高齢者を支えるまちづくりが、障害者保健福祉では、障害者の社会参加ニーズへの対応や、地域で自立して暮らしていけるまちづくりが重要となっています。医療については、桂村、七会村の医療の確保のため、国保診療所の機能を維持する必要があります。

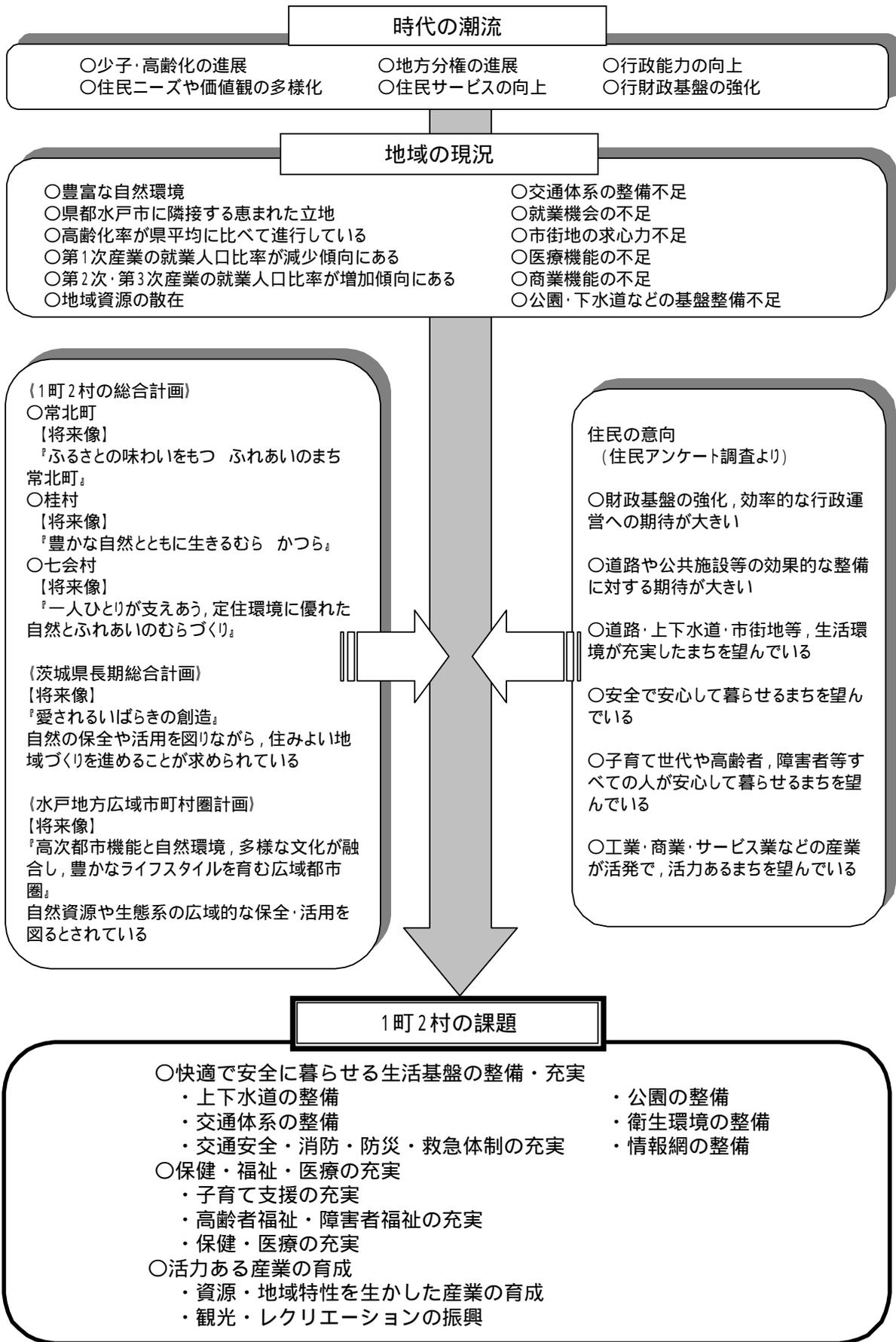
保健・福祉においては、保健福祉センターなどを拠点に、身近な地域で各種サービスを受けられる体制づくりを進めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域の福祉のネットワークづくりを図っていく必要があります。

活力ある産業の育成

わが国の産業は、不況の長期化や産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進むなか、厳しい状況におかれています。本地域においては、環境にやさしい農林業の推進や自然レクリエーション、観光の振興などに取り組むとともに、企業誘致にも積極的に取り組んできましたが、景気の低迷が続くなか回復の兆しは不透明な状況にあります。また農林業の担い手不足や、農産物価格の下落、地域内企業の業績の伸び悩みなど、課題も多くあります。

アンケート調査の結果にもあるとおり、新町が活力あるまちとして発展していくために、産業の活性化は重要課題の1つです。そのためには、1町2村で地域資源・地域特性を活かして発展してきた農林業を新町としてさらに活性化させるとともに、散在した地域資源の連携を図り、都市を中心とした他地域との交流を図るため観光・レクリエーションの振興に積極的に取り組むまちづくりが求められます。

1町2村の課題の整理



主要指標の見通し

1 人口

コーホート法()により将来の人口を推計すると、新町の人口は、平成22年に約24,700人、平成27年に約25,500人になる見通しです。少子・高齢化の傾向は加速し、平成27年には高齢化率が約28.0%、年少人口比率が13.5%になると推計されます。

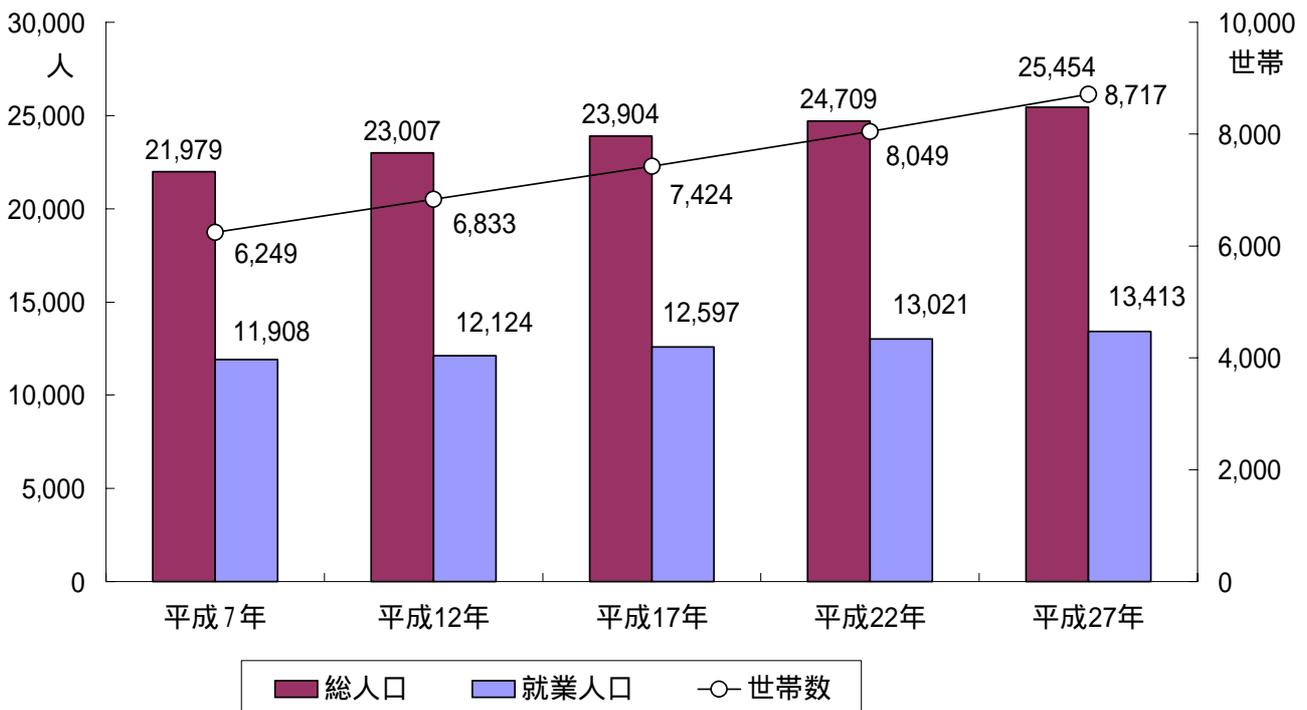
2 世帯数

核家族化の傾向を加味しながら新町の世帯数を推計すると、平成27年に約8,700世帯となる見通しです。

3 就業人口

現在の就業率を維持すると仮定すると、就業人口は、平成27年には約13,400人になると見込まれます。第1次産業の就業人口は減少し、第2次、第3次産業の就業人口は増加すると推計されます。

人口等の見通し



主要指標の見通し

単位：人，％，世帯

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口		21,979	23,007	23,904	24,709	25,454
年 齢 別 人 口	年少人口(0～14歳)	3,872	3,675	3,442	3,360	3,436
	割合	17.6%	16.0%	14.4%	13.6%	13.5%
	生産年齢人口(15～64歳)	13,476	14,077	14,390	14,850	14,891
	割合	61.3%	61.2%	60.2%	60.1%	58.5%
	老年人口(65歳以上)	4,631	5,255	6,072	6,499	7,127
	割合	21.1%	22.8%	25.4%	26.3%	28.0%
世 帯 数		6,249	6,833	7,424	8,049	8,717
1世帯あたり人員		3.52	3.37	3.22	3.07	2.92
就 業 人 口		11,908	12,124	12,597	13,021	13,413
就 業 率		54.2%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%
産 業 別	第1次産業就業人口	2,723	2,046	1,990	1,914	1,824
	割合	22.9%	16.9%	15.8%	14.7%	13.6%
	第2次産業就業人口	3,369	3,563	3,842	4,115	4,386
	割合	28.3%	29.4%	30.5%	31.6%	32.7%
	第3次産業就業人口	5,816	6,515	6,764	6,992	7,203
	割合	48.8%	53.7%	53.7%	53.7%	53.7%

*平成7年と平成12年については、実績値(国勢調査)。平成17年からは推計値。

*人口は、1町2村それぞれでコーホート法により推計したものを合算しました。世帯数は、1世帯あたり人数を実績の直線回帰により求めて算出しました。

*就業人口は、15歳以上人口に対する就業人口の割合について、平成12年の実績が一定に推移すると仮定して推計しました。各産業分野の就業人口は、第1次産業の就業割合を実績の直線回帰とし、第3次産業の就業割合を、平成12年の実績が一定に推移すると仮定して推計しました。

コーホート法：コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。

4 通勤・通学圏，生活圏

今後も、通勤・通学圏，生活圏の流動は、水戸市への流出が多いと予想されますが、周辺地域の交通網が整備され、生活圏がさらに拡大すると予想されます。

新町建設の基本方針

1 新町の将来像

新町は、県都水戸市に隣接する立地でありながら、御前山県立自然公園を形成する森林や那珂川をはじめ、その支流となる複数の川など恵まれた自然環境を有しています。

一方で、少子・高齢化が進展し、第1次産業就業者比率が減少傾向にあり地域活力の停滞が懸念されます。

また、住民アンケートの結果から生活環境の整備、保健・福祉・医療の充実、産業の振興など安心して快適に暮らせるまちづくりへの要望が高くなっています。

1町2村の総合計画では、「自然」「交流」「共生」「連携」などのキーワードにより将来像を示しており、これらを踏まえ新町の方向性として、将来像を以下のように定めます。

新町の将来像

人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち

新町では、豊かな自然を保全しながら活用し、地域間交流、都市住民との交流を深めるとともに、新町に住むすべての人が快適な環境のなかで、魅力的で活力あふれる住みよいまちづくりを目指します。

2 新町の基本目標

新町では，1町2村の総合計画の施策の大綱に沿いながら，新町の将来像を実現するため5つの基本目標を設定し，その実現をめざしたまちづくりを進めます。

<基本目標1>

心やすらぐ自然環境のなかで 安全で快適に暮らせるまちづくり

御前山県立自然公園を形成する森林や那珂川をはじめ，その支流となる複数の川など，恵まれた自然はかけがえのないものです。都市化や地域開発が進み，地球環境が悪化するなか，自然の生態系の循環機能を後世に受け継いでいくことは重要な課題です。

新町では，自然と共生した循環型の地域社会の形成をめざして，恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに，リサイクルの推進や上下水道の整備などを図ります。

また，交通機関や道路網の整備による交通ネットワークづくり，情報ネットワークづくりなどにより，住民が快適に生活できる環境づくりを進めます。

さらに，防災・防犯・交通安全対策などを強化し，住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

<基本目標2>

ともに支えあいすべての人が元気で 安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化が進むなかで，21世紀を担う子どもたちがすこやかに生まれ育つよう，子育ての社会的な支援が求められるとともに，生涯にわたって住民が健康で安心して暮らし，積極的に社会参加できる地域づくりが求められています。

新町では，まちぐるみで健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに，安心

して保健・医療・福祉・介護の各種サービスが受けられるまちづくりを進めます。また、ボランティア活動の活性化を促進し、高齢者や障害者などを地域で見守り、地域で子どもを育て、住民一人ひとりが生きがいに満ちた、元気で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

<基本目標 3 >

豊かな地域資源を活かした 魅力と活力にあふれるまちづくり

産業は、住民に生活の糧を与え、生活を豊かにし、地域に活気を与えます。国際競争や産地間競争を克服し、継続的に発展していく産業を育成するため、時代の変化に対応した振興策を図る必要があります。

そのために、各産業を担う人材の育成や、生産を拡大し流通を円滑にする基盤の整備、イベントによる情報発信などの販促活動の支援など、地域特性を活かして発展してきた既存の産業を活性化させる多様な方策を図ります。

また、豊かな地域資源を活かし、都市を中心とした他地域との交流を図るため観光・レクリエーションのネットワークを形成し、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

<基本目標 4 >

次世代を担う豊かな心の育成と 歴史・伝統を大切にするまちづくり

ゆとりと個性を尊重する教育、生きる力を育む教育へ向けて教育改革が進められるとともに、心の豊かさを実感できる生活の実現が求められています。

近年、少年犯罪が多発しているなかで、これからの社会を担う子どもたちを地域で健康に育てるとともに、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習し、豊かな交流が生まれるまちづくりを進めます。

また、地域の歴史や伝統を大切にするとともに、地域特性を活かして新町の新たな文化を創造し、住民一人ひとりが、個性豊かに輝くまちづくりを進めます。

<基本目標 5 >

住民と行政がともに手を取りあう 開かれたまちづくり

活力と魅力あるまちをつくるため、住民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加し、住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進します。そのために、住民活動の基本となる地域の振興を図るとともに、多様な機会をとらえ、積極的に広報・広聴活動を行います。

また、積極的な地域情報の発信・受信により、新町を対外的にアピールできるまちづくりや、人が集まるまちづくりをめざし、幅広い地域間交流を進めます。

さらに、合併によるメリットを最大限に生かし、デメリットを克服する行財政基盤の強化に努めます。

3 地域別整備方針

新町の将来像を実現するため、各地域がそれぞれの機能・役割の分担を図り、拠点を整備し連携していく地域構造の形成を目指します。

このため、地域の特性を共有する地域のまとまりとして「ゾーン」を設定し、それぞれのもつ地域資源の可能性を活かしたバランスのとれたまちづくりを目指します。

また、地域資源や公共施設の集積ポイントごとに「拠点」を設定し、これまでつながりのなかった地域や資源の特性を活かした役割・分担を図り、各地域の個性を活かし、有機的な連携により、その機能を増大させるための、交流ネットワーク「軸」を設定し、新しい交流・連携を目指します。

(1) 土地利用の方向性を示す3つの「ゾーン」

市街地・行政機能ゾーン

市街地・行政機能ゾーンは、新町の本庁舎（常北町役場）を中心に形成される市街地地域で、水戸市に隣接した立地から、住宅や郊外型商業など生活関連機能が集積しています。

このゾーンは、本庁舎を中心とした支所（桂村役場、七会村役場）との連携の中で、行政の中心となります。また下水道等の整備や道路網の整備等生活基盤の整備を図り、計画的な土地利用により適正な市街地を誘導し魅力ある生活環境づくりに努めます。

田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、新町東部から中央部に広がる那珂川の河岸沿いに発達した農業地帯です。

このゾーンは緑地や河川などの身近な自然環境や農村景観の保全に努めるとともに、生活基盤を整備し、居住環境の形成を図りながら快適で暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、畑や水田の田園地帯であることから、農業の振興を図るとともに体験型農業等による他地域との交流の場として積極的な活用に努めます。

自然環境ゾーン

自然環境ゾーンは，新町西部から北部にかけて広大な広がりをもつ森林空間で，合間に集落が形成されています。

このゾーンは，恵まれた自然環境を保全するとともにレクリエーション空間として森林のもつ健康休養機能を活用し住民同士，住民と訪問者が交流するゾーンとして，各種観光施設の充実や，アクセス道路の整備や連携イベントの実施，誘導案内板の充実などによるネットワーク化を図ります。

また，生活利便性や暮らしの安全・安心を確保するため水道網や下水道等の整備など，地域環境の整備に努めます。

(2) 地域資源や公共施設の集積ポイントをあらわす3つの「拠点」

行政拠点

新町の本庁舎と2つの支所を行政拠点とし，公共施設の集積を図り多様な機会に住民が参画できる環境を整備します。

ふれあい健康拠点

保健福祉センター，国保診療所等の施設をふれあい健康拠点とし，すべての人が健康で安心して暮らせるよう保健・福祉・医療の充実を図ります

自然体験拠点

自然に恵まれた地域にある，ふれあいの里，うぐいすの里，山びこの郷，道の駅かつら周辺を交流拠点として連携を図り，周辺の自然環境を活用した観光レクリエーションの振興を図ります。

(3) 地域や資源間を結び交流を図る3つの「軸」

都市・交流軸

国道123号を中心とした水戸市につながる交流軸です。国道沿道には住宅地や郊外型商業などの生活関連機能が形成されており，住民の社会生活を支える基軸となります。

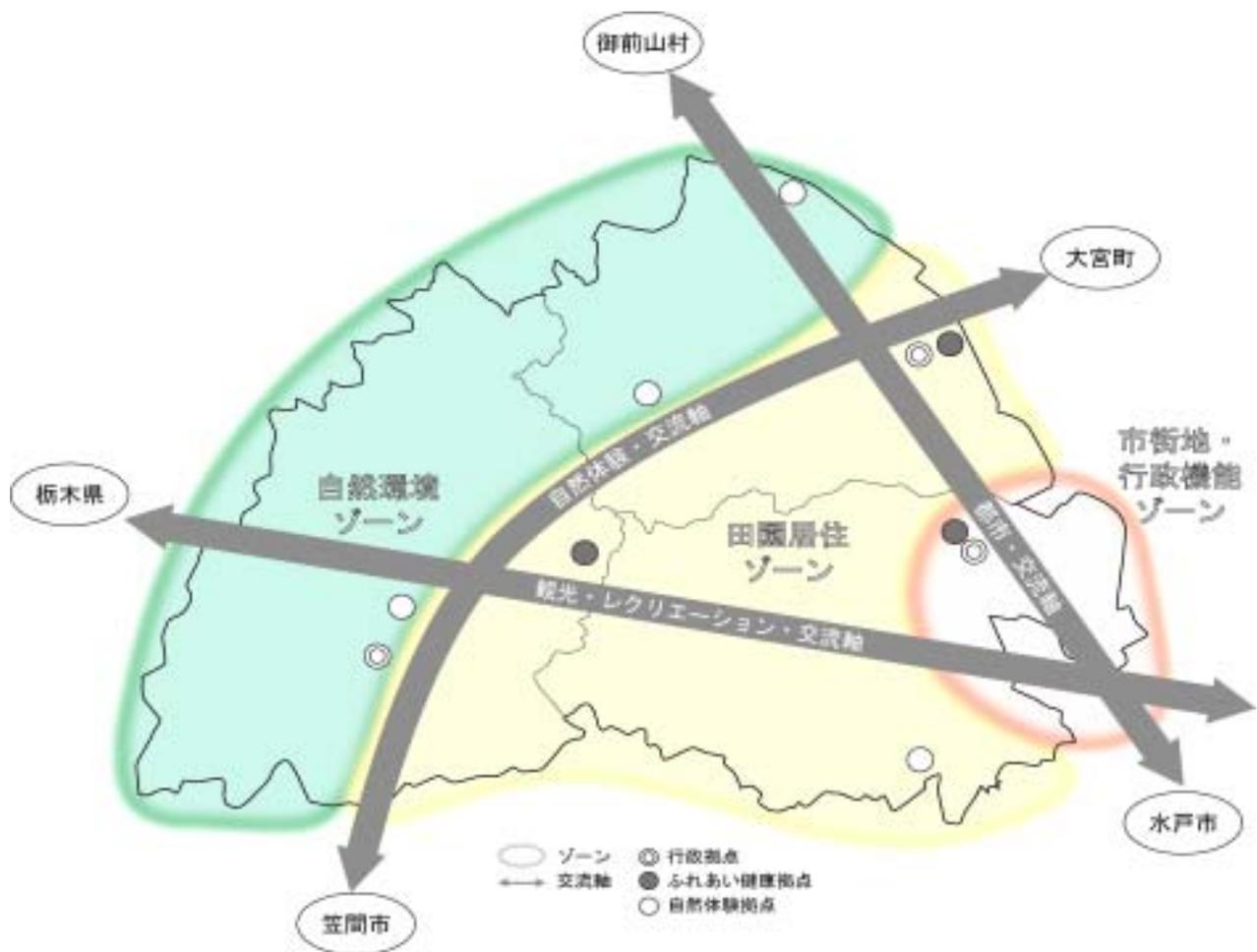
観光・レクリエーション・交流軸

県道水戸茂木線を中心とした，都市部と自然環境ゾーンを結ぶ交流軸です。常磐自動車水戸ICから，ツインリンクもてぎに通じる軸の沿線には，ふれあいの里などの観光施設やゴルフ場などがあり，都市住民に自然とのふれあい，やすらぎを与える基軸となります。

自然体験・交流軸

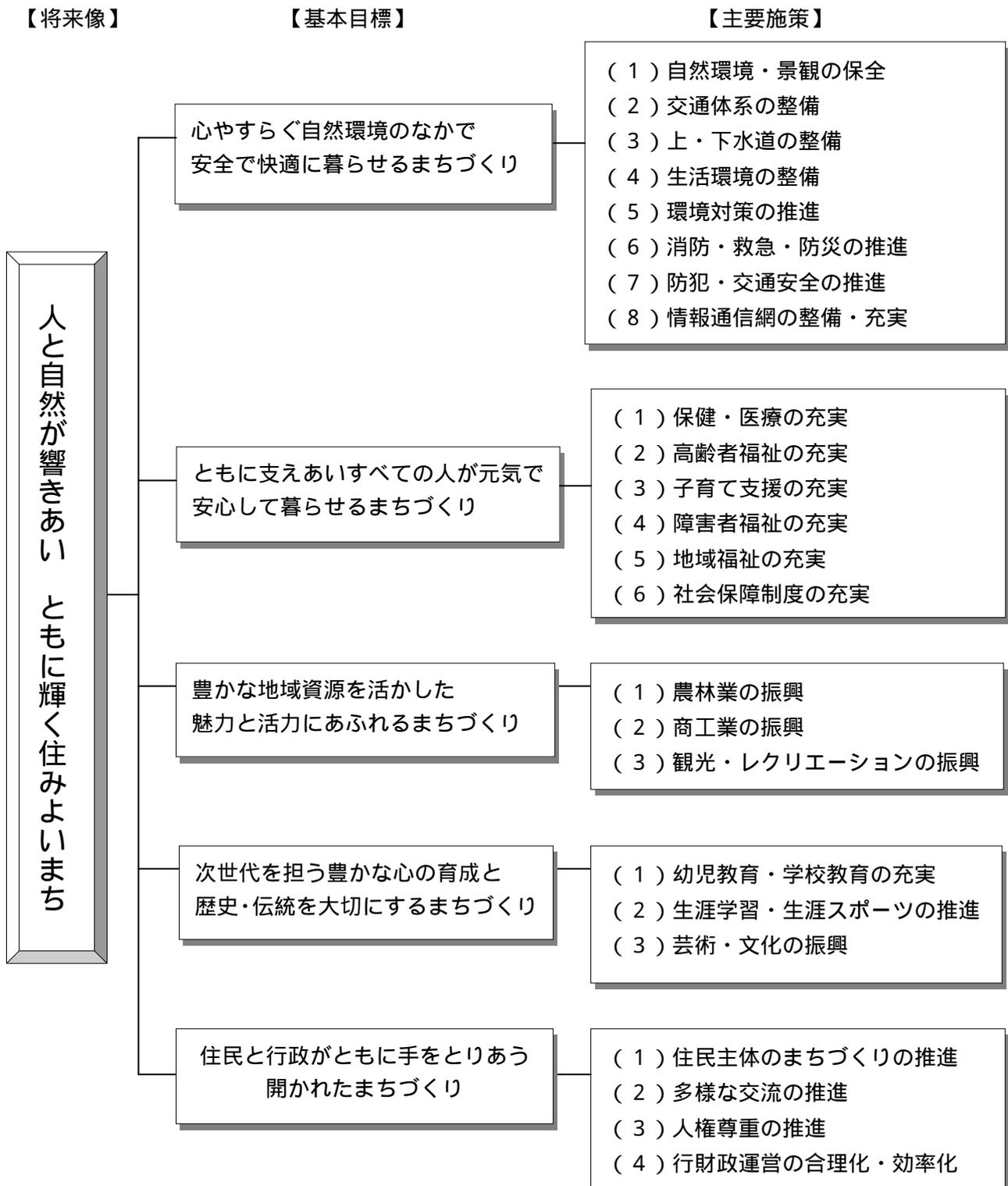
県道阿波山徳蔵線を中心とした，笠間地域と大宮地域を結ぶ交流軸です。那珂川の支流や森林など豊かな自然環境の中に散在した地域資源の連携を図り，自然の魅力を体験できる新たな交流の基軸となります。

ゾーニング図



新町の主要施策・主要事業

将来像の実現のために，その基本的な施策体系を次のとおり構成し，総合的，計画的に施策の展開を図ります。



1 心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 自然環境・景観の保全

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくために、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場など多様な場において、環境教育や環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、地域特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

さらに、「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」という3つの観光拠点を活用し、子供たちを中心にした自然学習機会の拡大を図ります。

景観の保全・形成については、新町において景観誘導を図るための新たな指針を策定し、新町らしい一体性のある良好な町並みづくりとふるさとの味わいを残す魅力ある景観の保全・形成に努めます。

そのため、住民参加による全町的な花いっぱい運動や緑化を促進するとともに、訪れる人たちに癒しの効果をもたらす町のシンボリック樹木のスダジイ()など、恵まれた景観の保全に取り組みます。

また、新町では藤井川や大谷原川などの河川があることから、親水性に配慮した護岸整備などに取り組み、水中生物の生息空間を壊さないような生態系を考えた河川整備を推進します。

スダジイ：ブナ科シイノキ属の巨木

(2) 交通体系の整備

域内の幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、近隣の地域との広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、新町の幹線道路である国・県道のバイパスや拡幅の整備を促進するとともに、国・県道を補完する幹線町道の改築などの整備を計画的に推進します。

住民生活に身近で重要な役割を持つ生活道路については、円滑な利用と住民の安全の確保、幹線道路へのアクセス向上を図るため、地域住民の理解と協力

のもと改築などの整備を計画的に進めます。

また、通勤・通学、防災上の利便性を考慮した歩道の設置や段差解消、排水施設の整備など安全で人にやさしい道路整備を推進します。

地域の重要な交通手段であるバス路線網については、現状の路線バスの維持を基本に、既存の福祉バスや新町の主要施設等を巡回するコミュニティバスなどを含めた交通機関の確保について検討を行い、住民交流の促進を図る交通体制の整備を進めます。

(3) 上・下水道の整備

上水道・簡易水道については、早期に未給水地区の解消を図るとともに、長期的な視野に立って水源の確保と給水体制の充実を図るため、施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し、いつでもどこでも清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めます。

特に、徳蔵地区などについては、水源の確保と給水供給が大きな課題となっており、水源調査の結果や施設整備の効率化を検討し、早急な給水供給体制の整備を図ります。

下水道については、生活様式が高度化・多様化する中、豊かな環境の中で住民が快適な生活が送れるよう、生活排水の処理対策を積極的に推進します。

そのため、地域特性に合わせ、計画的かつ効果的に公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を推進します。

また、公共下水道などの計画区域外の地域については、合併処理浄化槽設置補助事業を推進し、生活排水の浄化に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 生活環境の整備

新町の都市機能の強化と調和のとれたまちづくりを進めるため、都市計画区域内については、都市計画に関する基本的な方針に基づき土地区画整理事業など面整備を図るとともに、都市計画道路等の整備を促進し、良好な居住環境を備えた市街地の形成に努めます。

また、人にやさしいまちづくりを推進し、公共公益施設は、玄関の段差にス

ロープを付けるなど可能な限り，バリアフリー(1)やユニバーサルデザイン(2)の普及に努めていきます。

さらに，良好な定住環境づくりに向けて，計画的な公営住宅の整備・改修や宅地分譲を推進するとともに，公園やポケットパーク（小公園）などの整備を図ることにより，良好な景観を備えた地域環境の場の提供や，災害時の非難場所の確保など，良質な生活環境の形成に努めます。

火葬業務については，1町2村とも異なる枠組みの広域連携により事業を実施していますが，負担の公平性に配慮し，引き続き現行を維持します。

- 1 バリアフリー：高齢者や障害者の行動・生活上の障害を取り除いた環境のこと。
- 2 ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすいデザインのこと。バリアフリーが障害を除去するという考えであるのに対し，より広い概念として用いる。

(5) 環境対策の推進

循環型社会の一端を担う環境にやさしいまちづくりをめざし，環境問題に適切に対応した，良好な環境を次の世代に引き継いでいくため，新町において環境基本計画を策定し，環境への負荷の少ない社会の構築，住民総参加による行動，地球環境保全の推進を図ります。

また，今日の環境問題の解決には，社会を構成する全ての主体がそれぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから，住民，民間団体，事業者，町との協力・連携のもとに環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに，大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから資源循環型のシステムへと転換を図るため，グリーン購入()やリデュース（ゴミの減量），リユース（再利用），リサイクル（再生使用）を推進し，環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会を構築します。

ごみ処理業務については，引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持していきます。

不法投棄や野外焼却の防止については，ボランティアU・D.(不法投棄)監視員の協力や警察等関係機関と連携して監視体制を一層充実させるとともに，住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行なうなど，不法投

棄等の防止対策を推進します。

グリーン購入：商品購入の上で、環境に配慮した商品（リサイクルされている製品等）を買うこと。

（６） 消防・救急・防災の推進

常備消防と救急業務については、常北町と桂村は水戸市へ、七会村は笠間地方広域事務組合への委託処理を行ってきましたが、合併に伴い住民サービスの低下を招かないように当面は連携の維持に努めます。

さらに将来的には、新町における安全と安心をより一層確保できるよう、消防基点の設置を含めた業務委託の一元化を進めます。

非常備消防については、消防団組織を再編し、効率的な体制を整備するとともに、消防水利などの施設や車両の充実に努めます。

防災については、直下型地震や風水害、原子力事故などに備え、新町で職員の出動体制や住民の自主防災のあり方を定めた地域防災計画を策定します。

また、民間事業者や近隣市町村との応援協力体制の整備を進めるとともに、住民に対し必要な情報が迅速かつ効果的に伝達できるよう防災無線などの情報連絡体制を整備します。

さらに、那珂川や藤井川などについては、国・県と連携した治山・治水対策などの防災基盤の整備を図り、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

（７） 防犯・交通安全の推進

防犯については、近年の犯罪状況を踏まえ、防犯灯や街路灯の整備を進めるとともに、警察などの関係機関や住民相互の連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の充実や防犯意識の啓発に努めます。

また、当地域は県内でも交通事故の少ない地域ですが、自動車交通への依存が高まる中、関係団体と連携を図りながら、街頭啓発、交通安全教室の開催などを通じ、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(8) 情報通信網の整備・充実

急速に進む情報化社会の中で，すべての住民がその恩恵を受けられる環境を整えることは重要です。そのため，国・県や民間企業による高度情報基盤を積極的に誘致しながら，地域内外の情報格差の解消を図り，産業面や生活面での住民の利便性の向上につなげます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
自然環境・景観の保全	花いっぱい運動の推進 新道川整備事業
交通体系の整備	幹線道路整備事業 生活道路整備事業 コミュニティバスの整備 民間バス路線の確保
上・下水道の整備	水道整備・拡張事業 簡易水道整備事業（徳蔵地区等） 水道配水緊急連絡管整備事業 公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 合併処理浄化槽設置補助事業
生活環境の整備	都市計画道路整備事業 徳蔵地区宅地分譲事業 下坏・徳蔵地区公営住宅整備事業
環境対策の推進	環境基本計画の策定 環境クリーン作戦事業 不法投棄対策事業
消防・救急・防災の推進	皇都川整備事業 地域防災計画の策定 消防体制一元化推進事業 消防施設整備事業 （防火水槽設置，消防車両整備等）
防犯・交通安全の推進	防犯灯の整備 交通安全の啓発 交通安全教育の推進 交通安全施設整備事業

<p>情報通信網の整備・充実</p>	<p>情報インフラ整備事業 地域イントラネット整備事業 〔 公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備 〕 移動通信用鉄塔施設整備事業 〔 携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便の向上や社会経済活動の活性化を図る 〕</p>
--------------------	--

【県事業】

<p>施策名</p>	<p>主要事業</p>
<p>自然環境・景観の保全</p>	<p>藤井川水辺の楽校整備事業 〔 ワンドや緩傾斜護岸の整備により、子どもたちが自然と出会える安全な水辺をつくる 〕</p>
<p>交通体系の整備</p>	<p>国道 123 号整備事業 主要地方道笠間緒川線整備事業 一般県道錫高野石塚線整備事業 一般県道阿波山徳蔵線整備事業 一般県道常北那珂線整備事業 一般県道鶏足山線整備事業 一般県道鶏足山片庭線整備事業</p>
<p>消防・救急・防災の推進</p>	<p>一級河川藤井川改修事業 一級河川大谷原川整備事業</p>

2 ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まるなか、誰もが、主体的に行える健康づくりを推進するため、各種検診や健康相談、予防接種などを通じた母子保健や成人・老人保健の充実に加え、生涯学習等のあらゆる機会をとらえ住民の健康づくりに重点的に取り組みます。

特に、身近な地域で自主的に活動できる介護予防や痴呆予防の取り組みを推進するとともに、住民の健康管理に関わる目標を設定し、目標達成をめざした具体的な取り組みを指導・支援するとともに、気軽に楽しみながらスポーツを継続するまちづくりをめざし、身近なところでできるスポーツの導入により、住民の自主的な健康づくり活動を促進していきます。

また、保健事業の活動拠点となる保健センターについては、桂村の地域については未整備であることから、保健事業の充実と住民の利便性の向上を図るため、整備を進めます。

医療については、桂村と七会村の各地域において国保診療所が、日常的な地域医療を担っていることから、引き続き身近なところで医療や相談に対応できる機能を維持するとともに、常北町の民間医療機関と連携しながら地域に密着した医療体制の充実を図ります。

さらに、医師会や近隣地域の総合病院などとの医療連携システムを構築するなど、初期医療から緊急医療に至るまでの医療体制の確立に努めます。

(2) 高齢者福祉の充実

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。

そのため、介護サービス基盤の一層の充実や、サービスの質の向上を図るとともに、在宅介護支援センターの機能を強化しながら、介護保険サービスと在宅福祉サービスの総合的なコーディネートに基づき、生活や健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めていきます。

また、一人暮らしの高齢者などが安心して暮らせるように配食サービスや緊

急通報サービスの充実に努めます。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援や、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実を図り高齢者の就労機会の拡充に努めます。

(3) 子育て支援の充実

少子化が進み核家族化や共働き世帯が増える中、次世代を担う子供を、安心して生み、育てられる環境づくりを進める必要があります。

そのため、妊産婦の健診や乳幼児の各種疾病の予防、早期発見・治療、子育てに悩みを持つ親に対する育児支援などの母子保健事業との連携を図ります。

保育事業については、延長保育や乳児保育など、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図るとともに、地域に子育て支援センターなどの拠点を整備し、子育てに関する相談・情報提供・交流活動の充実に努めます。

また、児童の健全な育成を図るために放課後児童対策や、既存の施設を活用した安全な遊び場の確保に努めます。

こうした取り組みが効率的・効果的に推進できるよう、地域にある既存の施設や人的資源（ボランティア・シルバー人材）の活用を図り、全町をあげてすべての親子に支援できるような体制の整備を進めます。

(4) 障害者福祉の充実

障害者が地域の一員として障害のない人と同様に生活できる地域づくりが求められています。

そのため、障害者の支援費制度の整備・充実を図りながら、多様なサービスの提供と利用の促進に努めます。

また、ボランティア活動の育成に努めるとともに、就学・就労機会の充実や福祉作業所における活動を支援するなど、自立と社会参加に向けた取り組みを推進します。

(5) 地域福祉の充実

少子高齢化や核家族化など社会環境が変化する一方，福祉に対する住民のニーズが多様化しており，すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるためには，住民が主体となった福祉施策を展開する必要があります。

そのため，地域福祉の主導的役割を担う社会福祉協議会の充実を図るとともに，民間福祉団体やボランティアとの連携を図り，地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

また，福祉に関する情報提供や各種講座の充実に努め，福祉に対する住民意識の高揚を図るとともに，住民ボランティアの支援・育成に努めます。

(6) 社会保障制度の充実

国民健康保険制度，老人保健制度，介護保険制度などの社会保障制度については，制度の周知を促進し，保険税（料）の適正な賦課や，収納率の向上及び，医療費などの適正化を図るとともに，基盤を充実させ安定した運営に努めます。

【新町の主要事業】

施 策 名	主 要 事 業
保健・医療の充実	母子保健事業 （親と乳幼児の健康の保持増進，育児支援等） 老人保健事業 （検診事業・健康相談等） 予防接種事業 地域医療体制整備事業 （診療所等の施設の充実） 保健センター整備事業
高齢者福祉の充実	介護予防・生活支援事業 （高齢者の介護予防・支援等） 在宅介護支援センターの充実 老人福祉センターの充実
子育て支援の充実	保育所運営事業 （0歳児保育，延長保育等） 児童福祉事業 （児童手当支給等） 放課後児童健全育成事業 〔 昼間保護者のいない家庭の小学校1～3年児童を対象とした，遊びを主とした指導育成等 〕 医療福祉費給付事業
障害者福祉の充実	身体障害者（児）福祉事業 （支援費・更正医療費の支給，補装具・日常生活用具給付等） 障害者ワークス運営事業 （福祉作業所運営等）
地域福祉の充実	地域ケアシステム推進事業 （要援護者等の支援等） 地域福祉計画の策定
社会保障制度の充実	国民健康保険制度の充実 老人保健制度の充実 介護保険制度の充実

3 豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり

(1) 農林業の振興

新町の基幹産業である農業を活性化させるため、農業団体との連携のもと、野菜、花卉、果樹、茶、畜産等の生産性拡大や品質向上、生産コストの縮減などの生産改革を促進します。

また、トレイサビリティ(生産履歴)など食の安全がますます重要になる中、アイガモ農法による無農薬米の栽培や特別栽培農産物認証制度、エコファーマー(1)制度の導入を促進し消費者ニーズに合わせた栽培の普及に努めるとともに、農産物のブランド化や特産品の生産体制の充実に努めます。

さらに、道の駅・物産センターの施設の充実に図り、新鮮・安全・安心な農産物を地域内で流通させる仕組みを確立するとともに、イベントを活用した販売等によりPRを行い特産品の産地化を図ります。

農業生産基盤については、ほ場や農道、用排水路等の整備に努めるとともに、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、優良農地の保全や農地の利用集積を進めます。

農業の担い手については、高齢化が進む中で、意欲をもって農業に取り組む担い手を確保することが重要であり、認定農業者の育成や新規就農者への支援に努めます。

林業については、森林が、国土保全、治山・治水、自然環境の保護、保養レクリエーションなど、他に代用できない多面的機能を持つことを再認識し、林道網などの整備、造林・保育、間伐事業を推進するとともに、きのご類等の特用林産物の生産の振興を図ります。これらの林業支援措置として、森林整備地域活動支援交付金制度に取り組みます。

こうした取り組みのほか、県都水戸市や常磐道水戸ICに近接している環境を活かし、グリーンツーリズム(2)施策や民間農園を活用した体験農業、農地のオーナー制度等を検討し、農林業の振興と地域の活性化を図ります。

- 1 エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農家
- 2 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を通じ都市住民の農林漁業への理解と農山漁村地域の振興を図ろうとするもの。

(2) 商工業の振興

商業については、住民の利便性の維持・向上や地域経済の活性化を図るため、商業環境の整備が必要です。

そのため、商工会との連携のもと、商業経営者に対する各種の経営指導、人材育成の機会の充実等により、意識啓発や経営の近代化、サービスの向上を促進するとともに、各種融資制度の利用促進による経営支援を図ります。

また、商店街組織の育成・強化に取り組むとともに、新町の各地域から商店街に人が集まる方策を検討し既存商店街の活性化を図ります。

さらに、道の駅・物産センターでのイベントを活用した物産販売等により、特産品のPRを行い、当地域ならではの商業の育成を図ります。

工業については、商工会と連携し、既存企業に対する高度化・情報化・新分野への進出、環境対策の推進を通じ、経営基盤の強化を促進するとともに、用地の確保や下水道の整備などによる優良企業の誘致に努めます。

また、中小企業支援の中心的役割を担う、商工会の一体化を支援します。

(3) 観光・レクリエーションの振興

新町は、県都水戸市や常磐道水戸ICに近接している一方で、緑と水辺に囲まれた豊かな自然や里山の農村環境に恵まれた環境を有しています。また、民間の果樹園やゴルフ場が数多く存在し、3つのレクリエーション施設（ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷）や、温泉施設「ホロルの湯」、道の駅かつらや2つの物産センター（常北町、七会村「山桜」）の施設が整備されています。

合併を機に地域のイメージアップを図りながら、こうした環境や施設の魅力を活かした体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを総合的に推進します。

そのために、住民の協力を得ながら農作業や工芸、料理などの体験メニューを増やすとともに、特産品の開発や直売所等の充実、3つのレクリエーション施設を活用した全町的な観光イベントの開催を図ります。

また、御前山県立自然公園及び那珂川周辺の自然環境の保全や遊歩道の整備に努めるとともに、歴史・文化的資源を含めた景勝地の指定や案内板の設置を進め、町おこしの起点となる観光ネットワークづくりを進めます。

さらには、こうした魅力を他の地域に知ってもらうため、各種の観光PRや

インターネットなどの新たな媒体による情報発信に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
農林業の振興	<p>農業基盤整備事業 （区画整理，農道，用排水路等の整備）</p> <p>水田農業構造改革対策 （生産調整の推進）</p> <p>後継者対策事業</p> <p>経営活性化事業 （いばらき農業元気アッププランの推進等）</p> <p>グリーンツーリズム施策の推進 （畑のオーナー制度等）</p> <p>中山間地域等直接支払制度 〔中山間地域等に対して，担い手の育成，農業生産の維持・確保するための支援〕</p> <p>森林整備地域活動支援交付金制度 〔森林の現況調査，施業実施区域の明確化作業，作業道補修や刈り払い等の地域活動に対する支援〕</p> <p>生産振興総合対策事業 〔特色ある商品の開発，低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入等のための協議会の開催，施設・機械の整備及び畜産振興対策の実施〕</p> <p>産業祭の開催</p>
商工業の振興	<p>商工業の振興・中小企業の育成</p> <p>中小企業金融制度</p> <p>企業立地促進事業</p>
観光・レクリエーションの振興	<p>観光施設の管理運営</p> <p>イベント開催</p> <p>観光施設の広報活動 P R （景勝地の指定，案内板の設置等）</p>

【国・県事業】

施策名	主要事業
農林業の振興	<p>国営那珂川沿岸農業水利事業</p> <p>〔 那珂川の沿岸台地上に展開する畑地帯，那珂川の支川流域等に介在する水田地帯の農地に農業用水を安定供給するかんがい施設の整備 〕</p> <p>県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業 (常北地区改良工事 延長4.5 km)</p> <p>飯富・岩根・那珂西地区畑地帯総合整備事業 (土地改良区内の基盤整備，幹線農道整備を中心とした事業)</p> <p>北方・高久地区畑地帯総合整備事業 (北方・高久地区の畑地の区画整理，農道整備)</p> <p>ふるさと農道桂地区整備事業 (北方地区，阿波山地区)</p> <p>県営かんがい排水事業(那珂川沿岸地区)</p> <p>〔 御前山村に建設中の御前山ダムの放流水を水戸市飯富の機場から各市町村へ分配する水を受益地内の圃場等へ供給する幹線用水の整備 〕</p> <p>県営かんがい排水事業(排水対策特別型)</p> <p>〔 桂村下坏地区を流れる新堀川の排水路断面の拡幅，柵渠の布設替えを行うことにより，排水条件の向上を図り水田の凡用化を可能にし，水田の高度利用及び転作の定着化を図るための整備 〕</p> <p>中山間地域総合整備事業</p> <p>〔 七会村が有する多面的な機能を活かした農業の確立と地域の活性化を図るため，総合的な農業生産基盤，農村生活環境基盤整備の実施 ・農業生産基盤整備(農業用排水，農道) ・農村生活環境基盤整備(農業集落排水，農村公園整備，活性化施設整備) 〕</p>

4 次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり

(1) 幼児教育・学校教育の充実

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっていることから、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園の施設整備や保育所との連携等により教育環境の充実を図ります。

また、幼稚園への就学前教育に対する期待が高まっていることから、多年保育による低年齢からの受け入れを検討します。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子どもたちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育成することが求められています。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英語指導や国際交流事業などによる国際理解教育に取り組みます。

また、学校週5日制やいじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。

小・中学校の教育関連施設については、老朽・狭隘施設が存在することから安全でゆとりある教育環境が維持できるよう計画的な整備に努めます。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校も見受けられることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めます。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される有機米やアイガモ米、野菜などの食材の利用に努めます。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑化・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるようなしくみづくりに努めます。

そのため、新町において生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進します。

また、住民の地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めます。

図書施設については、利用率の高い図書館を中心に、各地域にある図書室との連携を図りながら、図書・資料の充実に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めます。

また、学習機会や各種講習、施設を住民が利用するに当たっては、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報誌やホームページ等による情報提供の充実に努めます。

(3) 芸術・文化の振興

新町の住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが新町に誇りと愛着が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、新町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要です。

そのため、新町では学校・家庭・地域の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進します。

芸術・文化については、コミュニティセンターや公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動について支援を図り、芸術祭や各種の行事を通し、住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境を整備します。

新町には、史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在します。

そのため、新町文化財保護計画を策定し、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	小・中学生体験事業 ふるさと発見事業 （図書館や現地での調査，発表会等） 幼稚園，小・中学校施設整備事業 総合的な学習事業 外国人招致事業 （英語指導を行う外国人の招致等） 情報教育事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	成人式典の開催 図書館の充実 （図書，DVD，CD，ビデオ等資料の購入等） 各種社会教育事業 （各種講座の開催，学校週5日制対応事業等） 各種社会体育事業 （各種大会の開催，スポーツ教室等） 各種自主団体の育成
芸術・文化の振興	芸術・文化活動団体の育成 芸術祭等の開催 文化財の保存と活用 （文化財保護計画の策定，案内板・説明板の設置等） 伝統芸能の保存と継承

5 住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり

(1) 住民主体のまちづくりの推進

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進める必要があり、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という自治意識の高揚に努めるとともに、各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティ・自治組織の振興を図ります。

そのため、新町の広報誌やホームページ、インターネットなどの多様な広報媒体を用いて、新町の町政情報を積極的に住民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケート、電子メールなど、多様な機会をとらえて、住民の声を町政運営に生かすよう広報・広聴活動の充実を図ります。

また、町の区域が広くなることを受けて、町政に対する住民の意見や提言が施策に十分に反映できるよう、区長会等の自治組織の充実を図るとともに、「まちづくり組織」の整備を検討します。

(2) 多様な交流の推進

交通機関の発達や情報化の進展などにより、地域間交流や国際交流が活発になっている中、多様な交流を進めることは、郷土を再認識し愛着を育てるとともに、地域の文化・産業など地域振興を図るうえで重要です。

そのため、これまで1町2村で実施してきた国際間や地域間の、「人」や「物」及び「情報」の交流活動を新町全体で一層充実します。

また、合併を機に地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう、全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに、各地域に設置された余暇活用施設等の機能を活用し、各地域の交流、世代間の交流、さらに他地域との交流を積極的に推進します。

さらに、NPO（民間非営利団体）、ボランティア団体など、住民活動の展開を促進するとともに、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。

また、新町の地域住民の交流促進と地域活性化を図るため地域振興基金を設置します。

(3) 人権尊重の推進

家庭，職場，地域等において，女性，子ども，高齢者，障害者，外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中，住民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め，互いに尊重し合うことが重要です。

そのため，関係機関等との連携のもと，国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに，人権教育を効果的に進めるための指導者の育成を推進します。

また，あらゆる機会を捉え啓発活動を推進することにより，人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上を図ります。

(4) 行財政運営の合理化・効率化

新町の行政運営に当たっては，地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため，各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化を図る必要があり，政策形成や調整機能を強化するとともに，政策評価制度の導入や行政改革大綱を作成するなど事務事業の見直しを進めます。

また，新町の行政組織を絶えず見直すとともに職員配置・定数の適正化を図る一方，住民サービスに直接関わる部門においては専門職の配置を進め，住民サービスの充実に努めます。

その際，地域によって行政サービス水準に格差が生じないように，各支所における住民窓口の確保を基本に，本庁舎と支所のネットワーク整備や行政の情報化，公共施設の整備等を進め，きめの細かい行政の運営に努めるとともに，地区ごとの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図ります。

また，財政運営に当たっては，交付税や国庫補助負担金，税財源のあり方が三位一体で見直されるなか，地方交付税などの削減により，今後，より一層厳しい状況が想定されます。

このため，中長期的な財政計画のもと，施策の重要度や費用対効果といった視点のもと財源の重点配分を図るとともに，自主財源の確保に努め，合理的・効率的な財政運営に努めます。

さらに，こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため，新町総合計画を策定し，計画的・総合的な行財政の運営に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
住民主体のまちづくりの推進	コミュニティ育成事業 広報・公聴体制の充実 まちづくり組織整備の検討
多様な交流の推進	地域間交流促進事業 NPO・ボランティア育成事業 地域振興基金の設置
人権尊重の推進	人権意識の啓発 (リーフレット作成, 講演会の開催等) 人権教育の推進 (人権教室の開催等) 指導者の育成 人権相談活動の支援
行財政運営の合理化・効率化	行政改革の推進 電算化事業 (戸籍, マッピングシステム等) 新町総合計画策定



公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、新町の本庁舎については、現在の常北町役場に置くものとし、現在の桂村役場・七会村役場の各庁舎については、窓口サービス機能を維持して住民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、支所機能を持たせて有効に活用していきます。そのため、行政事務の電子化（証明発行事務など）や電算システムの一元化など、地域公共ネットワークシステムを活用した高度な行政機能の向上整備を図ります。

財政計画

新町の財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、10か年度（平成17年度～平成26年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成しています。

作成に当たっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う削減効果、行政水準の一元化による影響額、建設計画に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。

【歳入】

（1）地方税

住民税，固定資産税，軽自動車税，たばこ税，入湯税について，現行の税制度を基本に，現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

（2）地方交付税

現行の交付税制度を基本に，普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し，合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

（3）国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し，新町建設計画の事業分を見込んでいます。また，合併に伴う財政支援措置（合併市町村補助金，合併特例交付金，新市町村づくり事業）を考慮しています。

（4）地方債

新町建設計画事業の財源として，現行の地方債制度を基本に，普通交付税の算定に有利な合併特例債や過疎債等を見込んでいます。

また，特例地方債が今後も続くものとして見込んでいます。

（5）その他

地方譲与税，各種交付金，分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，繰入金，諸収入等を，過去の実績等を勘案して見込んでいます。

【歳 出】

(1) 人件費

合併による特別職，議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。

また，一般職については，前年度の退職者に対し，新規採用者の補充を抑制することにより，段階的に経費の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

合併によるサービス水準の格差是正や少子・高齢化の進行に伴う影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新町建設計画事業に伴う，合併特例債等の償還見込額を併せて見込んでいます。

(4) 物件費

合併直後の臨時的経費の影響と合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

現行の補助金制度，地方債制度を基本に，建設計画に位置付ける普通建設事業費を見込んでいます。

(7) その他

補助費，維持補修費等を，過去の実績や現在の経済状況等を勘案して見込んでいます。

歳入

単位:百万円

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	1,821	1,832	1,843	1,854	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
地方譲与税	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223
各種交付金	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435
地方交付税	3,891	3,627	3,553	3,434	3,424	3,357	3,335	3,314	3,295	3,268
分担金及び負担金	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
使用料及び手数料	368	368	368	368	368	368	368	368	368	368
国庫支出金	393	293	201	273	273	283	343	271	307	346
県支出金	490	413	817	257	261	249	276	250	257	253
財産収入	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
繰入金	0	90	180	340	300	230	110	60	70	0
諸収入	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482
地方債	779	643	339	323	347	220	230	213	226	238
歳入合計	8,955	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551

歳出

単位:百万円

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	2,040	2,033	1,863	1,840	1,825	1,802	1,757	1,734	1,719	1,681
扶助費	461	464	468	471	474	474	474	474	474	474
公債費	1,549	1,561	1,438	1,435	1,377	1,331	1,250	1,174	1,128	1,011
物件費	1,365	1,277	1,227	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
維持補修費	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
補助費等(組合負担金含む)	1,347	1,368	1,377	1,372	1,387	1,362	1,373	1,363	1,384	1,369
積立金	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
繰出金	1,188	1,210	1,222	1,225	1,251	1,212	1,199	1,234	1,268	1,317
普通建設事業費	773	434	787	435	453	320	403	291	344	415
歳出合計	8,955	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551